新 上 五 島 町 景 観 計 画

新 上 五 島 町

平成２９年１月

－　目　　次　－

序．計画の基本的事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

１．新上五島町の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１－１　自然　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5
　１－２　社会状況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10
　１－３　歴史、文化　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12
　１－４　関連計画等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

２．新上五島町の景観　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
　２－１　新上五島町の景観特性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
　２－２　教会の分布　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　23
　２－３　景観資源　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　29

３．景観づくりの基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
　３－１　基本理念　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
　３－２　基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
　３－３　景観づくりの基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　35
　３－４　景観の分類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　36

４．景観形成基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
　４－１　届出対象行為　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
　４－２　景観形成基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　45

５．景観重要公共施設の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
　５－１　景観重要公共施設の指定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　52
　５－２　景観重要公共施設の整備に関する事項　・・・・・・・・・・・・・・・　53

６．景観づくりの推進方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
　６－１　景観まちづくりの仕組みの確立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　56
　６－２　景観資源の登録による景観形成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　58

序．計画の基本的事項

新上五島町は、九州の西端に位置し、美しい海と豊かな自然に恵まれた景観を有しています。その大部分は西海国立公園に指定されており、南北に細長い中通島には白砂をたたえた自然海岸が存在し、海蝕崖など複雑で変化に富んだ地形が特色となっています。特に東海岸の男性的な眺望と、西海岸に広がる若松瀬戸は非常に美しい景観を呈しています。

また、カトリック教会や寺社をはじめとして、多くの遺跡も残っており歴史的文化的な景観も存在します。特に教会は町内に 29 も点在し、中でも頭ヶ島天主堂、青砂ヶ浦天主堂は国の重要文化財に指定されています。多くの教会とその周囲は、江戸時代に幕府の厳しい弾圧によって信仰を隠さなければならなかったキリスト教徒が新たな生活の場として移住した、歴史的文化的景観を呈しています。

このような自然、歴史、文化あふれる景観は、本町のまちづくりにおいて貴重で必要不可欠な資源と考えられます。

同時に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録に向け、本町の頭ヶ島の集落はその構成資産の候補となっており、これらを中心とする景観の保全は急務となっています。

このように長い年月をかけて形づくられてきた特徴的な自然、歴史、文化に彩られた景観を大切に守り、地域の特性を活かした景観形成を推進していくため、さらには世界的な文化価値の保全活動を支えていくために、景観計画の策定を行うものです。

計画の位置付け

本計画は景観行政団体である新上五島町において、景観法に基づく全町域を対象とした景観計画を定めるものであり、本町の総合的な景観のマスタープランの役割を有しています。

景観形成は地域と行政との連携によってはじめて推進可能であることから、地域の主体性を尊重し、また地域の意向を景観形成に反映させるものとして進めることが必要となっています。

計画の年次

景観形成は長期間にわたって推進し着実な成果が求められる。このため、将来の目標を定めながら当面の方策を進める必要があります。計画の年次は下記のとおりとします。

施　　行：平成 21 年度
計画期間：今後 20 年程度

計画の対象範囲

景観法に基づく景観計画区域は新上五島町全域とします。

新上五島町景観計画図

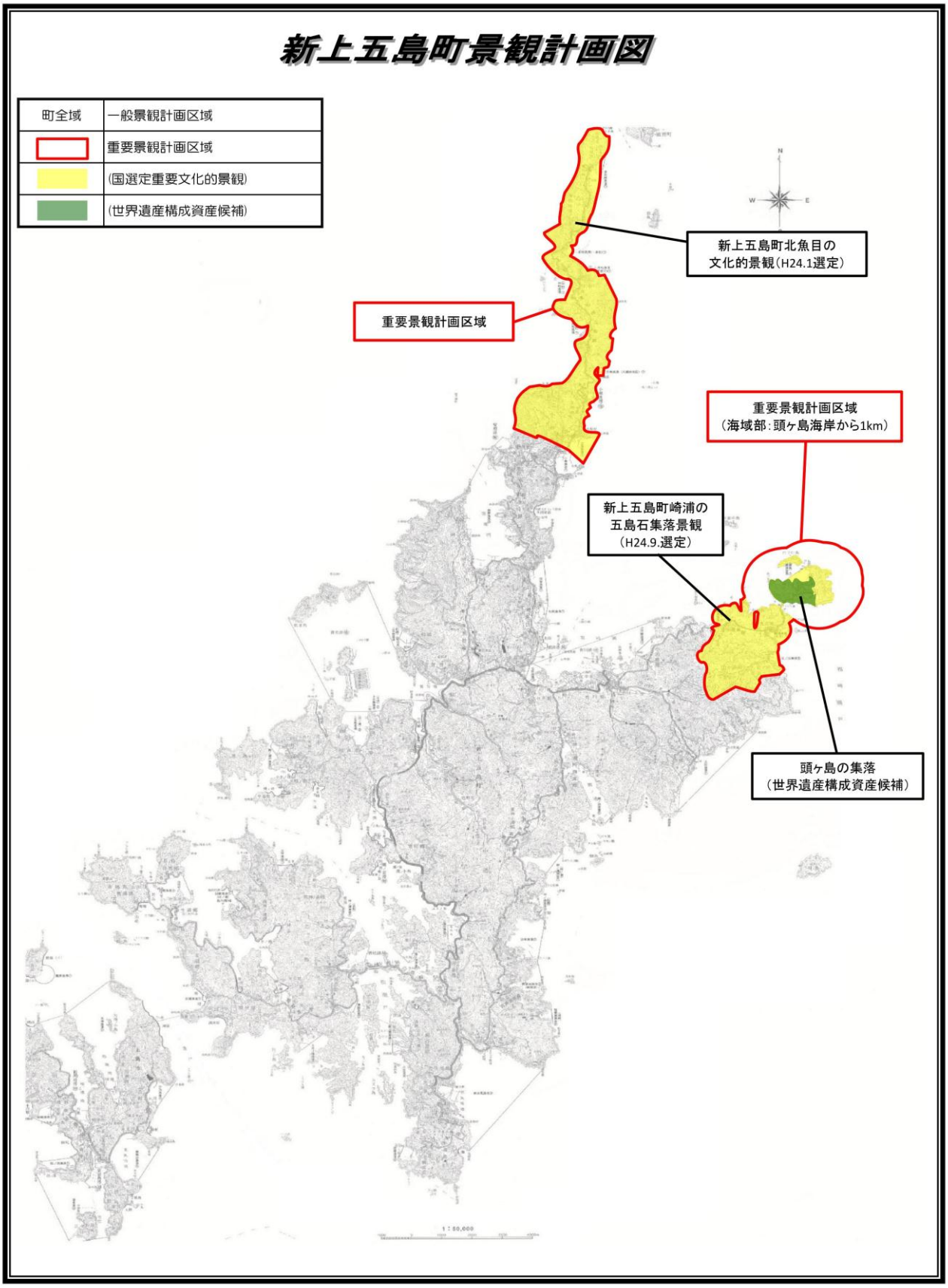
町全域
一般景観計画区域
重要景観計画区域
(国選定重要文化的景観)
(世界遺産構成資産候補)
新上五島町北魚目の
文化的景観(H24.1選定)
重要景観計画区域
重要景観計画区域
(海域部:頭ヶ島海岸から1km)
新上五島町崎浦の
五島石集落景観
(H24.9.選定)
頭ヶ島の集落
(世界遺産構成資産候補)

重要景観計画区域「北魚目地域」の範囲

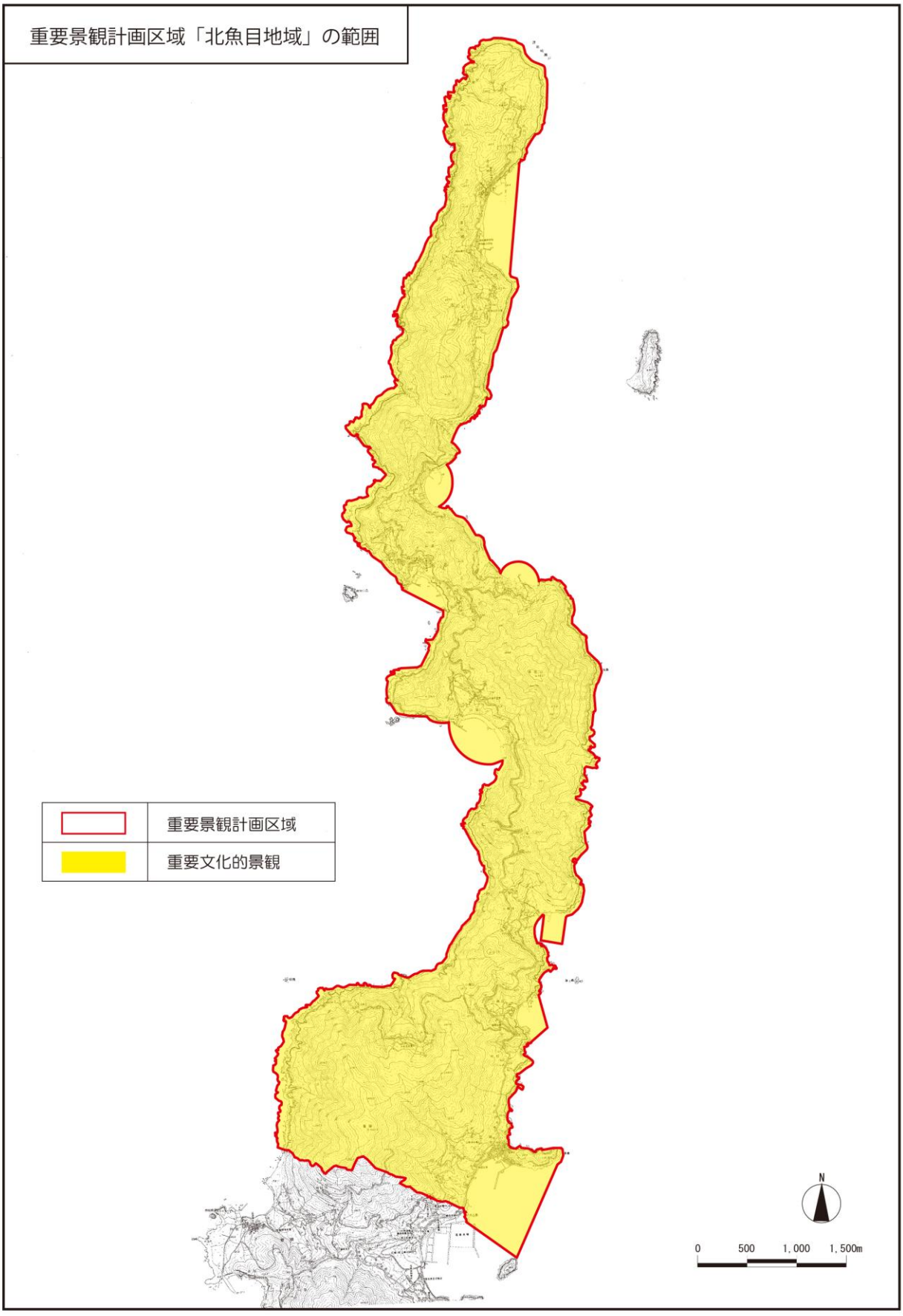

重要景観計画区域「崎浦地域」の範囲

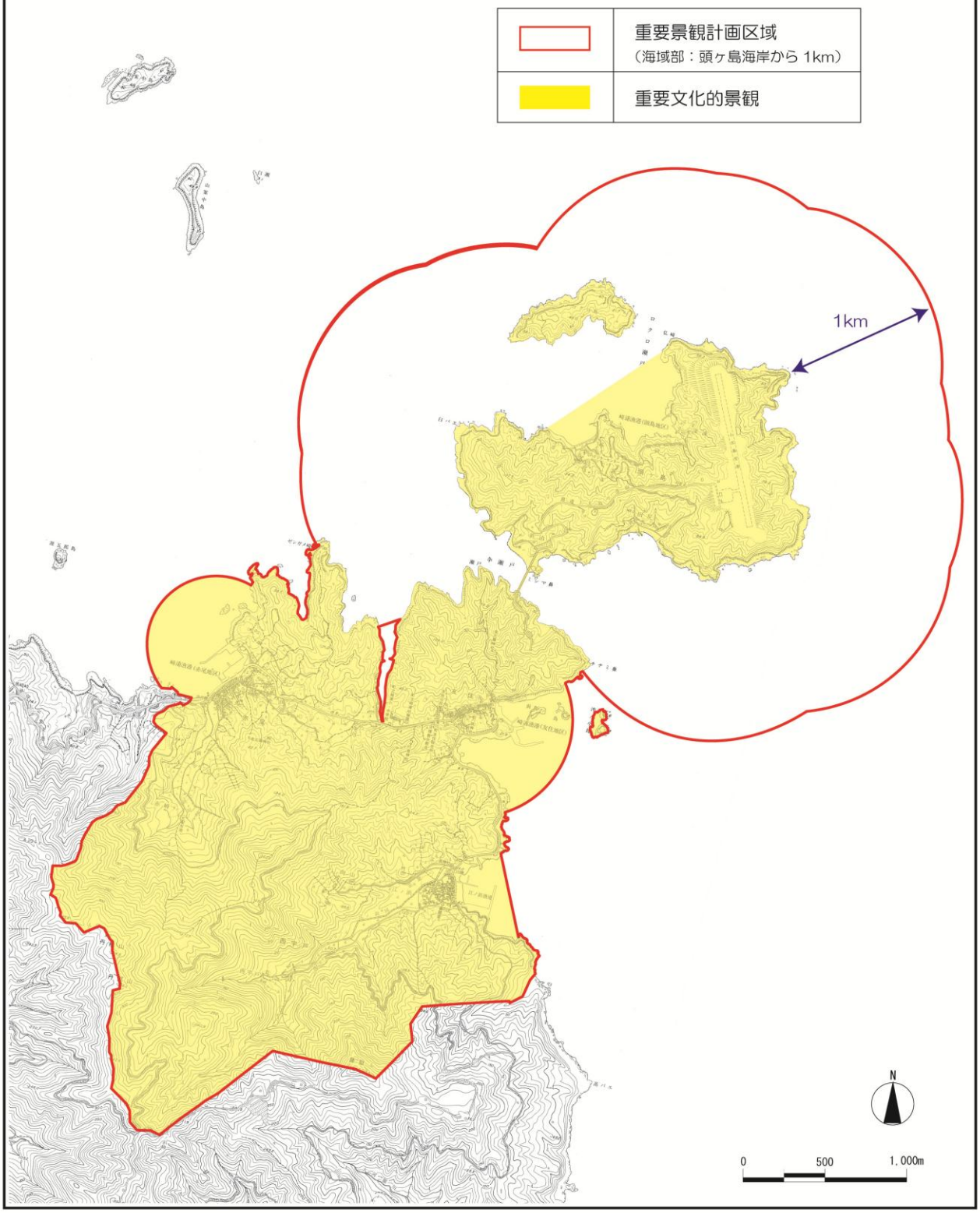

１．新上五島町の概要

１－１　自然

（１）位置

新上五島町は、九州の西端、長崎県五島列島の北部に位置し、中通島と若松島を中心とする7つの有人島と60の無人島から構成されています。

北は海上約600mを隔てて北松浦郡小値賀町野崎島と接し、南は海上約900mを隔てて五島市奈留島に接している。九州本土には、奈良尾港から長崎港まで77km、有川港から佐世保港まで60kmの距離（いづれも直線）にあります。

総面積は213.93 km^2（平成18年10月1日現在）であり、民有地の地目別土地利用の割合は、山林が73.6%と極めて多く（長崎県全体では44.4%）、畑16.5%、宅地4.0%となっています。

地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、平地は海岸沿いにわずかに広がっているにとどまり、大きな河川はありません。民有地の地目別土地利用の状況は山林 73.6%、畑 16.5%、宅地4.0%となっています。

（２）地形

地形は全般に細長く、急峻な山々が連なり、平地は海岸沿いにわずかに広がっているにとどまり、大きな河川はありません。

地形分類図をみると、中起伏山地（起伏量400～200m）と小起伏山地（起伏量200m以下）が大半を占めている。若松島の南側と若松瀬戸を挟んだその対岸、佐野原川流域、町役場から青方港と有川湾にかけての一帯など、ところどころに起伏の大きな丘陵地がみられます。

海岸線延長は約429kmに及び、南北に細長い中通島には白砂をたたえた多くの自然海浜が存在し、海食崖など複雑で変化に富んだ地形が特徴となっています。

また、東海岸の断崖の男性的な眺望と、西海岸に広がる若松瀬戸の景観は非常に美しく、観光客にも人気があります。

新上五島町は海と山の豊かな自然を擁しており、その大部分が西海国立公園に指定されています。

（３）地質

上五島地域に発達する地質系統は、新第三系に属する五島層群（砂岩、泥岩を主とする地層）と、花崗班岩・石英班岩・閃緑岩などの深成岩～半深成岩などで構成されています。しかし、中通島と若松島南東部には火砕流堆積層や流紋岩～安山岩質溶岩とする火山性岩石が広く分布し、岩相もきわめて変化に富んでいます。

地形分類図

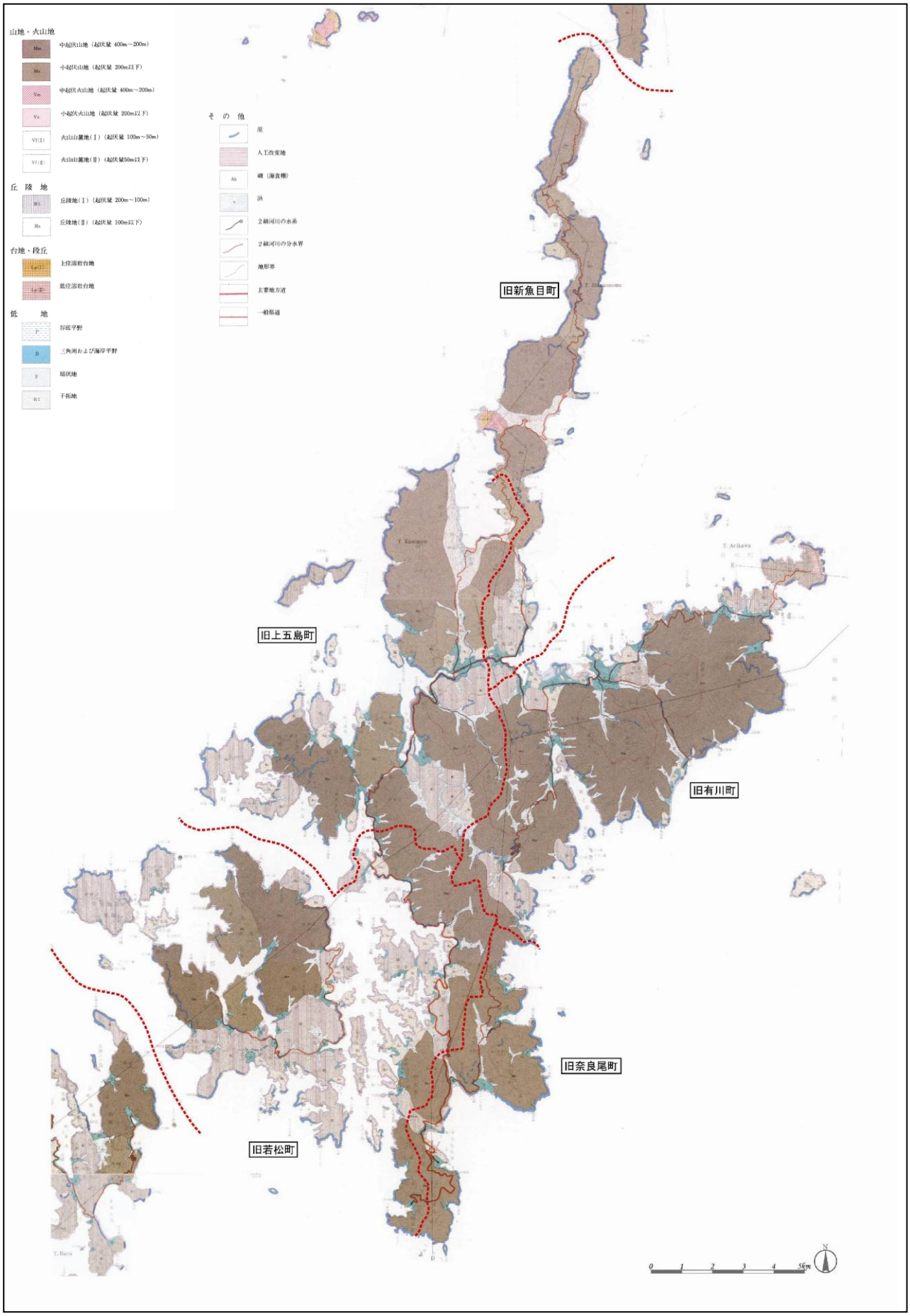
山地・火山地
中起伏火山地（起伏量 400m～200m）
小起伏火山地（起伏量 200m以下）
中起伏火山地（起伏量 400m～200m）
小起伏火山地（起伏量 200m以下）
火山山麓地（Ⅰ）（起伏量 100m～50m）
火山山麓地（Ⅱ）（起伏量50m以下）
丘　陵　地
丘陵地（Ⅰ）（起伏量 200m～100m）
丘陵地（Ⅱ）（起伏量 100m以下）
台地・段丘
上位溶岩台地
低位溶岩台地
低　　地
谷底平野
三角州および海岸平野
扇状地
干拓地
そ　の　他
崖
人工改変地
磯（海食棚）
2級河川の水系
2級河川の分水界
地形界
主要地方道
一般県道
旧新魚目町
旧上五島町
旧有川町
旧奈良尾町
旧若松町
0 1 2 3 4 5km
N

表層地質図

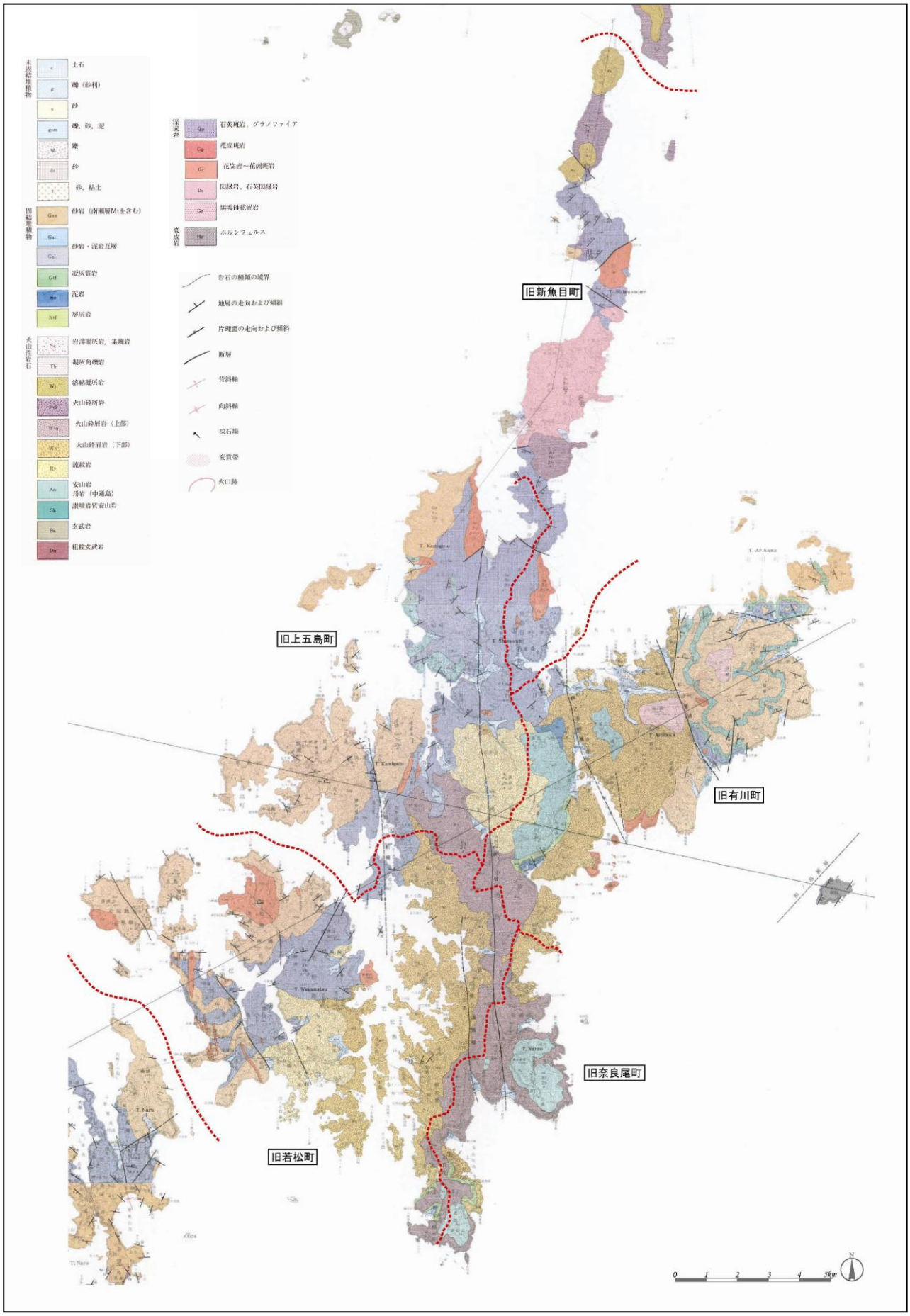

（４）気候

本町の気候は対馬暖流の影響を受け、年間平均気温は 17℃前後と比較的温暖な気候です。春から夏には南東の風が、秋から冬にかけては北西の季節風が多く、また、台風の常襲地域でもあり、年間降雨量が多くなっています。

過去 10 年間の気象状況

年	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均風速	最大風速・風向		
1998	2,280	133	17.9	33.8	−1.4	1.7	8	北東	1283.0
1999	2,757	188	16.9	32.4	−1.6	1.7	8	北西	1307.0
2000	2,263	136	17.1	33.5	0.4	3.2	15	南	1716.0
2001	2,015	118	17.3	33.7	−0.9	3.2	12	北東	1764.5
2002	2,057	138	17.3	32.3	0.9	3.3	18	東南東	1665.3
2003	1,966	161	17.4	33.4	−0.6	3.5	18	南	1624.6
2004	2,379	204	17.7	34.8	−2.2	3.4	22	北北東	1915.4
2005	1,737	383	17.0	33.6	−0.9	3.4	19	北	1698.7
2006	2,456	185	17.2	33.7	0.0	3.6	24	北	1257.2
2007	1,556	122	17.7	33.2	−1.1	3.3	15	北	1856.1
2008	2,311	139	16.9	33.5	0.7	3.2	15	北北東	1713.4

有川（アメダス）

平成 20 年の気象状況

月	降水量(mm)		気温(℃)			風向・風速(m/s)			日照時間
	合計	日最大	平均	最高	最低	平均風速	最大風速・風向		
1	69.0	24.0	8.4	19.0	2.8	3.6	12	北北東	75.0
2	64.0	54.0	6.7	14.7	0.7	4.1	9	北北西	107.2
3	196.0	46.0	10.7	19.1	2.2	3.8	15	北北東	173.0
4	164.0	57.5	14.6	24.4	7.3	3.4	10	北北東	169.0
5	287.0	107.0	18.0	24.7	9.6	3.1	12	北北東	220.3
6	392.0	96.0	21.2	28.0	12.3	3.1	10	北北東	64.5
7	215.5	107.5	27.6	33.3	17.6	2.4	7	西南西	246.7
8	451.5	139.0	27.1	33.5	21.2	3.3	11	北北東	166.2
9	191.5	55.5	24.4	31.1	16.9	2.7	8	北北東	139.4
10	149.0	119.0	20.0	26.5	12.5	2.7	10	北北東	158.8
11	71.0	24.0	14.5	21.8	5.6	3.3	10.2	北北東	101.8
12	60.5	33.5	9.9	19.5	2.5	3.1	9.4	北北西	90.9

2008年　有川（アメダス）

（５）植生

内陸部にスギ・ヒノキ植林、その外周部にシイ・カシ萌芽林が多くみられます。また、ところどころで海岸線を縁どるように「ヤブツバキクラス域自然植生」（ハマビワ・オニヤブソテツ群集など）がみられます。

現存植生図

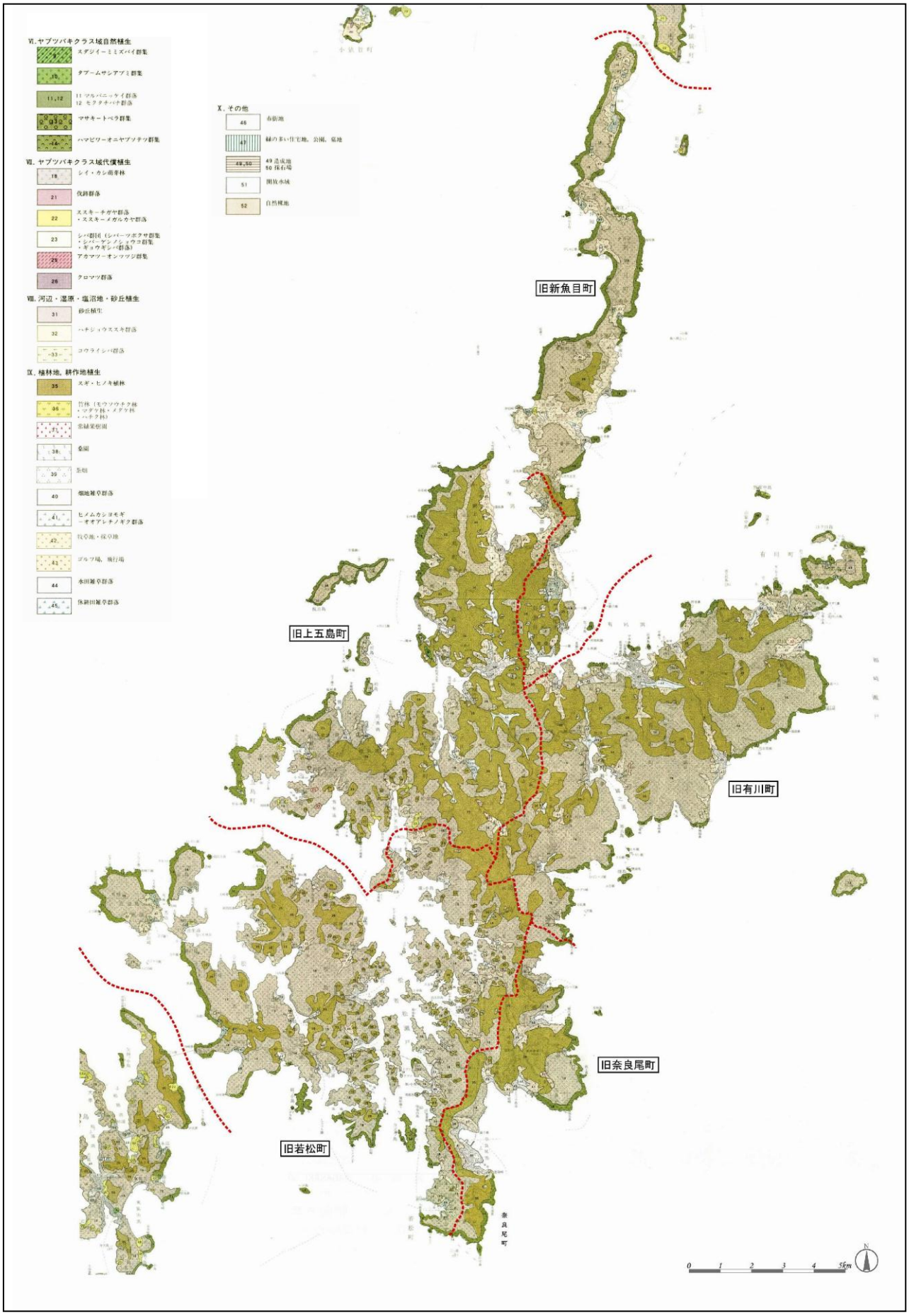

１－２　社会状況

（１）人口

平成 17 年（国勢調査）の新上五島町の人口は 25,039 人で、年齢 3 階級別人口の割合は、14 歳以下が 14.8%、15～64 歳が 55.5%、65 歳以上が 29.7%となっています。

人口推移をみると、調査年ごとに 2,500 人前後の減少が続いています。

平成 20 年の年齢別推計人口は総人口が 22,991 人と、この 3 年間で約２千人の減少となっています。14 歳以下が 13.5%、15～64 歳が 53.9%、65 歳以上が 32.6%と高齢化も進んでいます。

・世帯数は平成 17 年（2005）で 10,300 世帯であり、一世帯当たり人員は 2.43 人。

・面積は 213.97km^2 なので、人口密度は約 117.0 人/ km^2。

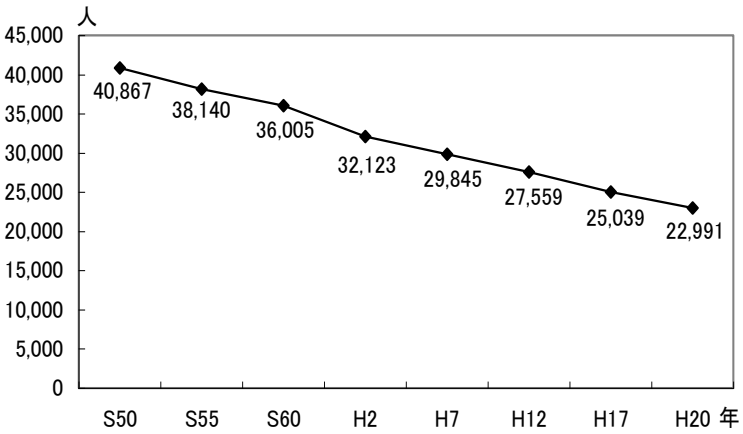

S50～H17:国勢調査　H20人口動態調

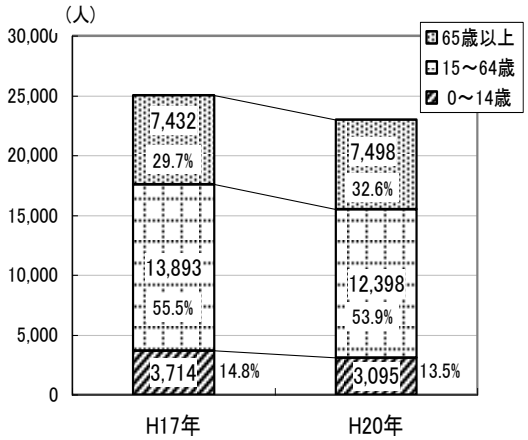

（２）産業別人口

平成 17 年（2005）の就業者の割合は、第 1 次産業が 13.5%、第 2 次産業が 17.3%、第 3 次産業が 69.2%となっています。

	就業人口	率	総生産額（百万円）
総　　数	9,644	100.0%	70,223
第１次産業	1,304	13.5%	8,726
第２次産業	1,667	17.3%	6,475
第３次産業	6,672	69.2%	57,539

（３）土地利用

民有地の地目別土地利用の状況は、山林 73.6%、畑 16.5%、宅地 4.0%となっています。

特に山林においては、中通島の似首郷以北の半島部分と、東部の頭ヶ島、南西部では笛吹浦から宿ノ浦郷、桐古里郷、若松郷、若松瀬戸を挟んだ若松島や有福島、日島においては植林がほとんど無い広葉樹林となっています。複雑に入り組んだ海岸線と急峻な谷あいに、わずかな農地と住宅地があり、それぞれ数十戸から数戸の住宅が建ち並び集落を形成しています。

土地利用図

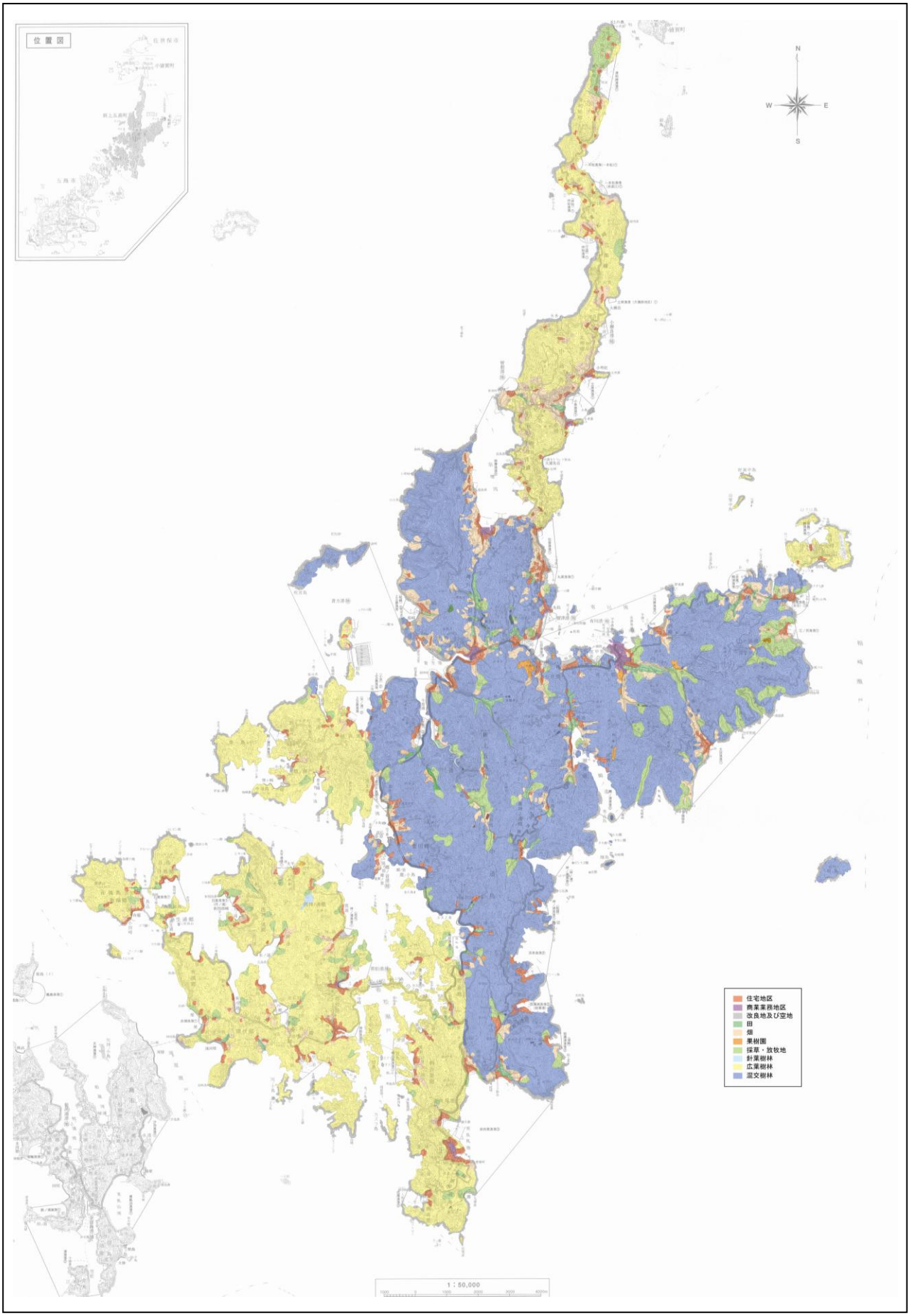
位置図
N
W
E
S
住宅地区
商業業務地区
改良地及び空地
田
畑
果樹園
採草・放牧地
針葉樹林
広葉樹林
混交樹林
1：50,000

１－３　歴史、文化

（１）新上五島町の歴史的変遷

五島列島の縄文、弥生時代の遺跡は島内いたるところに見ることが出来、現在確認されたものは 200 か所以上にのぼります。これまでの調査で最も古い時代の遺跡は 6000 年前の縄文前期です。島内からは縄文前期の土器破片や旧石器時代の石器も発見されており五島人の歴史は一万年以上にさかのぼるのではないかと推測されています。

五島列島は古代「値嘉島（もかしま）」といわて、「古事記」のイザナギの大八島（おおやしま）の生成に「次に知訶島（ちかしま）を生みき。亦の名は天之忍男（あめのおしお）と謂ふ。」とあり、また「肥前風土記」にも値嘉郷として地名の由来、住民、産物などが書かれている。現在の五島という地名になったのは平安時代末期の頃からで、当時日本へ渡航して来る中国人によって「五峰」或いは「五島」と呼ばれるようになったといわれています。

五島列島は中国に最も近い日本の島として、中国大陸との関係は非常に古く、奈良及び平安時代初期には遣唐使船の日本最後の風待ちの地として、遣唐使制度廃止後も中国商船の博多太宰府への中継地として国際的にも重要な島とされていました。

【宇久氏統一以前の五島列島】

鎌倉幕府成立当初の 12 世紀末、上五島地域の宇久島、小値賀島、中通島、若松島の四島には御厨があり、松浦直が惣追捕使の任務にあたり、松浦一族は唐津方面から松浦、平戸、上五島にかけて一大集団を形成した。

この頃、松浦一族であった初代宇久家盛は、宇久島に城を築き、以来支配圏を広げた。（当時、五島列島には宇久氏のほか、小値賀島の平戸松浦氏、有川の馬場氏と江氏、青方の青方一族、奈留の奈留一族、日之島・若松の藤原氏一族、椛島の桑原一族、戸島（富江）の田尾一族、玉の浦の玉の浦一族、岐宿の貞方氏、大浜の大浜一族などの豪族が分離割拠していたが、宇久氏は権威をもって五島列島を制覇していた。）

14 世紀終りには、第八代宇久覚は宇久島から下五島にある大値賀島（現在の福江島）の岐宿に拠点を移し、勢力を広げた。

【福江島を拠点とした宇久氏の五島列島の統一】

元中 5 年（1388）、第九代宇久勝が岐宿から深江（現在の福江）へ移り、辰の口に城を築き、五島列島全体を支配するようになった。

16 世紀初頭、第十六代宇久囲の家臣であった玉の浦納が、福江において 15 年間にも及ぶ反乱を起こした。第十七代宇久盛定は玉の浦納の乱を終息させるとともに、旧領地を回復させ、五島列島を統治するため福江の江川に江川城を築いた。

永禄 7 年（1564）第十八代宇久純定を治療するため、キリシタンの医者が福江に招かれた。その 2 年後の永禄 9 年（1566）、宣教師のアルメイダとロレソンが、福江で布教を始め、2 年後には信者の数は 3,000 人を数えるに至ったと伝えられている。その後、第十九代宇久純堯が洗礼を受ける一方で、第二十代宇久純玄はキリシタン迫害を行うなど、キリスト教が地域の歴史に影響を及ぼすようになった。この宇久純玄は、宇久姓を五島姓に改め、以降五島を名乗るようになった。

なお、紀州、中国、四国の漁業家が五島にマグロ網、カマス網、カツオ網、捕鯨などの漁場を求めて来島し、五島漁業の基礎を築いたのもこの時代の末期頃であった。

【五島藩としての統治】

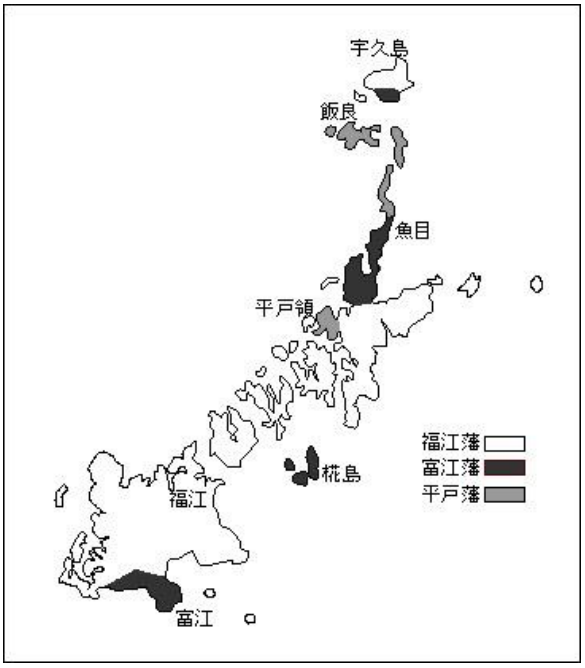

慶長 17 年（1612）、第二十二代五島盛利は初代五島藩主となった。盛利は、在郷家臣団を福江城下に移す「福江直り」によって中央集権的な制度を固め、領内で検地を実施し、家臣の知行高を決定した。

盛利は寛永 14 年（1637）、大値賀島を福江島、久賀島（ひさかじま）に、また深江を福江に、戸島（福江市史では「殿浦」）を富江と改称した。

五島氏は御朱印を賦与する特権を慶長 18 年（1613）まで有していたが、鎖国令によって朱印船制度は廃止され、オランダや唐との貿易は長崎に限定された。その後、密貿易を企てる外国船が五島領海に増加したため、五島藩では、遠見番所を増設し十一か所とするなど、藩内の防御体制を整えた。

第二十三代領主五島盛次の弟、盛清に対して、福江藩の領地が分知され、寛文元年(1661)盛清は初代富江藩主となった。幕末の嘉永 2 年(1849)幕命により福江城を築城し、文久 3 年に完成したがそのわずか 5 年後には明治維新となる。また、寛政 9 年(1797)、大村領外海から 108 名のキリシタンが六方の浜へ着くなど多くのキリシタンが移住した。

明治 2 年（1869）、富江藩は五島藩に合藩されてその姿を消した。

【明治以降の上五島地域における行政区域の変遷】

明治 4 年（1871）廃藩置県により五島藩は福江県となったが、同年 12 月には長崎県に合併。
明治 11 年（1878）郡区町村編成法により、五島列島は南松浦郡に編入。
明治 22 年（1889）町村制施行により、上五島地域は若松村・日ノ島村・青方村・浜ノ浦村・魚目村・北魚目村・有川村・奈良尾村の 8 村の構成となった。
昭和 7 年（1932）町制施行により有川村が有川町となった。
昭和 16 年（1941）町制施行により青方村が青方町となった。
昭和 18 年（1943）町制施行により奈良尾村が奈良尾町となった。
昭和 31 年（1956）新設合併と町制施行により、青方町と浜ノ浦村が上五島町に、若松村と日ノ島村が若松町に、魚目村と北魚目村が新魚目町となった。
平成 16 年（2004）有川町・上五島町・若松町・新魚目町・奈良尾町が新設合併し、新上五島町が発足。

（２）文化財

新上五島町の国・県・町指定文化財は下記のとおりです。

国･県･町別	指定区分	区分	名称
国指定	重要文化財	建造物	青砂ケ浦天主堂
			頭ヶ島天主堂「教会堂･司祭館」
		美術工芸品	銅造如来立像
	記念物	天然記念物	奈良尾のアコウ
	民俗文化財	重要無形民俗	五島神楽
	文化的景観	重要文化的景観	新上五島町北魚目の文化的景観
			新上五島町崎浦の五島石集落景観

国・県・町別	指定区分	区分	名称
県指定	有形文化財	建造物	大曽教会
			江袋教会
	記念物	史跡	日島の石塔群
		天然記念物	新魚目曽根火山赤ダキ岸壁
			五島青方ウバメガシ
			奈良尾のヘゴ自生地
町指定	有形文化財	建造物	五輪塔
			雅彦神社棟札
			六地蔵塔
			今里平家塚と中世墳墓群
			御船様
			伊藤美俊家住宅
			榊ノ浦龍音尊堂
		彫刻	福寿庵地蔵堂の木造仏
			長福寺木造仏
			相河薬師寺薬師仏
			相河薬師寺十二干支仏
			山中観世音像
		美術工芸品	銅造薬師如来座像
			荒川観音像
			秘仏十一面観音
		工芸品	弁財天像
		絵画	魚目浦絵図
		歴史資料	老松神社裏出土の鰐口及び古銭
			江戸控訴時の有川湾浦絵図
			江口甚右衛門正利肖像画
		古文書	元禄二年の幕府裁許状
			元禄三年の幕府再裁許状
		史跡	妙典無縁墓碑群
			遠見番岳のろし台跡
	民俗文化財	有形	六角地蔵石憧
			潮之目恵比寿の三枚網羽
		書籍	江之濱薬師如来縁起
		工芸品	江之濱薬師御堂「御厨子」
			江之濱薬師日光・月光十二神将像御堂
		信仰・絵画	釈迦涅槃図
		無形	青方念仏踊り
			青方石づき唄
			みんかけ
			鯨唄・羽差し踊り
			鯛ノ浦薙刀踊り
			十七日祭り
			江ノ浜念仏踊り（きゃあ念仏踊り）
	記念物	史跡	続代官所跡
			魚目城跡
			富江藩中通代官役所跡役所井戸
			鯨供養碑
			白魚千軒跡（千人塚）
			金比羅神社境内の板碑
			荒川郷本倉寺屋敷石塔群
			真浦遺跡（モエン様）
			老松神社境内の石陰遺跡
			玄加玄徳の碑
			坂本龍馬ゆかりの碑
			鯨供養塔と観音石仏二体
		天然記念物	青方神社社叢
			源寿院の銀杏の木
			曲崎海岸のはま沈ちょう群落
			祖母君神社のアコウ樹
			応護島のアコウ樹を中心とした自然林
			アコウ樹
		遺跡	上原遺跡
			濱郷遺跡（弥生墳墓）
		名勝地	芦山の滝

文化財位置図

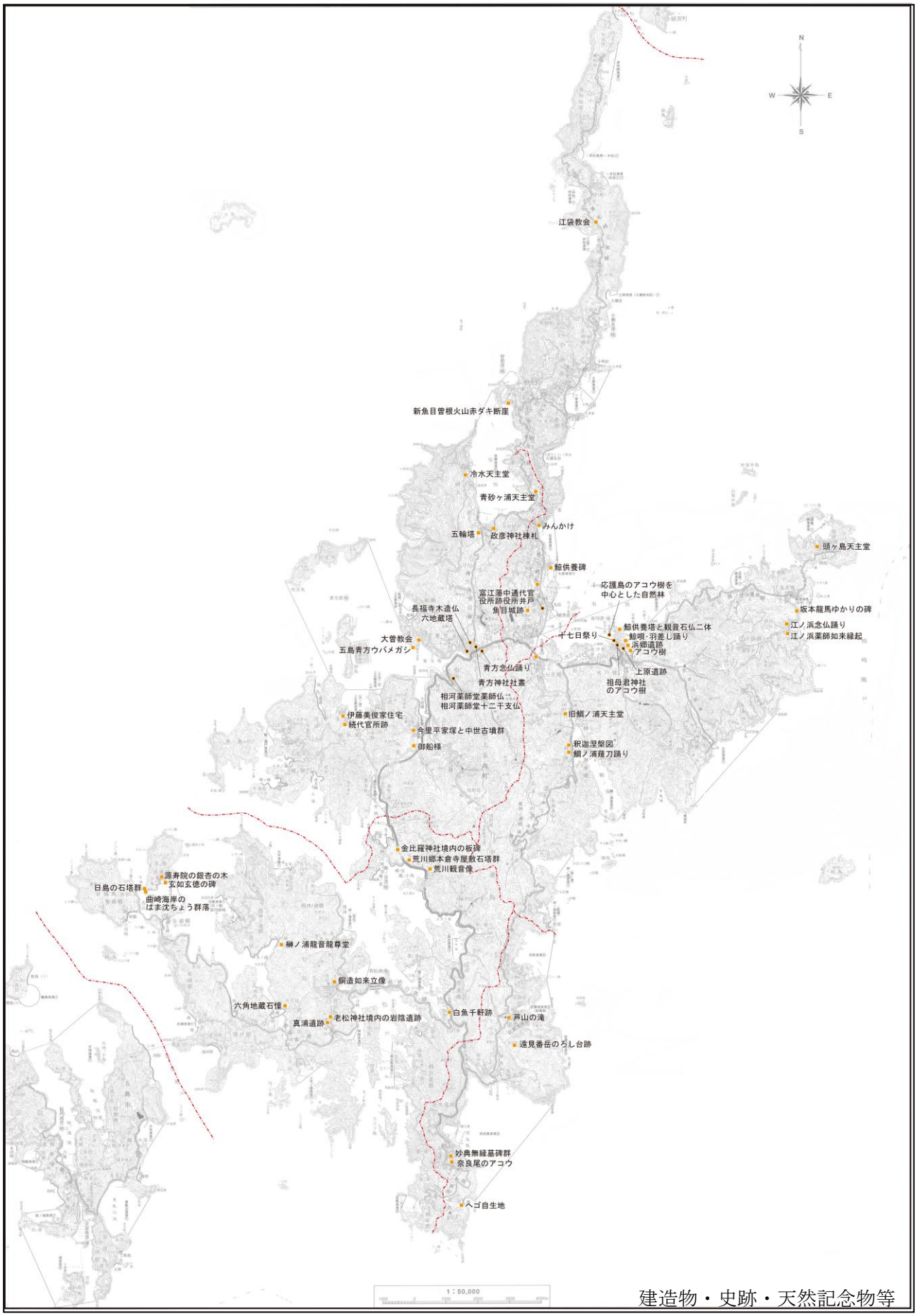

建造物・史跡・天然記念物等

１－４　関連計画等

（１）新上五島町総合計画（平成 18 年３月）

新上五島町の景観に関して以下のような内容となっています。

〇新しいまちづくりの課題

・「海」「歴史・文化」などの地域資源を有効活用し、住民が「誇り」をもてるまちづくり求められています。

豊かな自然とともに住民が最も誇りに思う地域独自の歴史・文化を継承し、国際化にも対応できる人材育成に努める必要があります。住民が「誇り」を原点に活力を生み出すまちづくりが求められています。

・「交流」によって「活力」を生み出し、雇用機会を拡大するなど自律を促進する取り組みが必要です。

上五島地域の美しい自然を有効に活用し観光振興を図る一方で、低迷する地域経済の活性化を図る必要があります。新しい産業の創出によって雇用機会を拡大し、若者の定住促進、交流人口の増大を図ることが求められています。

〇町の将来像

つばき香り 豊かな海と歴史・文化を育む 自立するしま

―安心して生活できる環境づくりと交流・雇用の促進をめざして―

・「つばき」を本町の個性ある「自然」の象徴として活かします。
・ 上五島地域にとって、「海」は母なる資源です。
・ 特色ある「歴史・文化」を地域の誇りとして育んでいきます。
・ 地方分権時代に対応するため、名実ともに「自立」するしまを目指します。
・ 多様な魅力を活かした「交流」のしまづくりを目指します。
・ 住民からは「生活環境」の充実、「雇用機会」の拡大が望まれています。

〇基本方針

１．にぎわいを創る地域交流の促進
２．安全、便利、快適な生活環境づくり
３．誰もが安心できる保健・医療・福祉の充実
４．自立する産業の育成、雇用の確保
５．しまの誇り・文化の育成
６．参加と行動による協働のまちづくり

新町発足により新しい町として、自然環境や歴史・文化を大切にしていくとともに、産業の活性と定住促進を目標と定めています。

景観としての位置づけは、自然景観はもちろんのこと歴史や文化の景観においても観光産業の面や町民の誇りとして育むこととして、商業や観光、交通など各産業の活性化や地域住民の意識向上に寄与するものです。

（２）都市計画

青方市街地と有川市街地には都市計画区域が指定さています。区域区分は設定されていませんが、都市計画街路や臨港地区等が指定されています。

表－都市計画の状況

都市計画区域名	面積	指定内容
上五島	431ha	都市計画街路、都市下水路、臨港地区（商港･漁港･保安港）都市公園、火葬場、区画整理施工区域
有川	1,570ha	都市計画街路、都市公園、臨港地区（商港）

（３）自然公園

新上五島町は西海国立公園が指定されています。外洋性多島海景観を特色とし、傾動性地塁島等地形的に極めて変化に富んだ景観を呈しています。

また、県自然環境保全地域として矢堅崎西海岸、大瀬良東海岸、高峯西海岸、津和崎海岸などが指定されています。

自然公園内や自然環境保全地域内ではそれぞれの指定地域によって、工作物の設置など各種の行為を行う際には許可申請や届出が必要となります。

自然公園(国立公園)内の行為規制

行為の内容	特別保護地区	海中公園地区	特別地域	普通地域
工作物の新･改･増築	許可	許可	許可	届出
木竹の伐採	許可		許可	
鉱物の掘採、土石の採取	許可	許可	許可	届出
河川、湖沼等の水位･水量に増減を及ぼす行為	許可		許可	届出
広告物等の設置等	許可	許可	許可	届出
水面の埋立、干拓	許可	許可	許可	届出
土地の開墾、土地の形状変更	許可		許可	届出
指定する植物等の採取･損傷			許可	
屋根、壁面、橋等の色彩の変更	許可		許可	
指定区域内での車馬･動力船の使用、航空機の着陸			許可	
木竹の損傷、木竹の植栽	許可			
家畜の放牧	許可			
屋外での物の集積、貯蔵	許可			
火入れ、たき火	許可			
木竹以外の植物の採取･損傷、落葉等の採取	許可			
動物の捕獲･殺傷、動物の卵の採取･損傷	許可			
道路･広場以外での車馬･動力船の使用、航空機の着陸	許可			
指定する動植物の捕獲･殺傷･採取･損傷		許可		
海底の形状変更		許可		届出
物の係留		許可		
汚水･廃水を排水すること		許可		

自然環境保全地域内の行為規制

行為の内容	特別地区	普通地区
工作物の新･改･増築	許可	届出
宅地の造成･土地の形質変更	許可	届出
鉱物の掘採、土石の採取	許可	届出
水面の埋立、干拓	許可	届出
河川、湖沼等の水位･水量に増減を及ぼす行為	許可	届出
木竹伐採	許可	
指定池沼及びこれら周辺1km区域内での排水設備からの排水	許可	

関連規制図（都市計画区域・自然公園・自然環境保全地域）

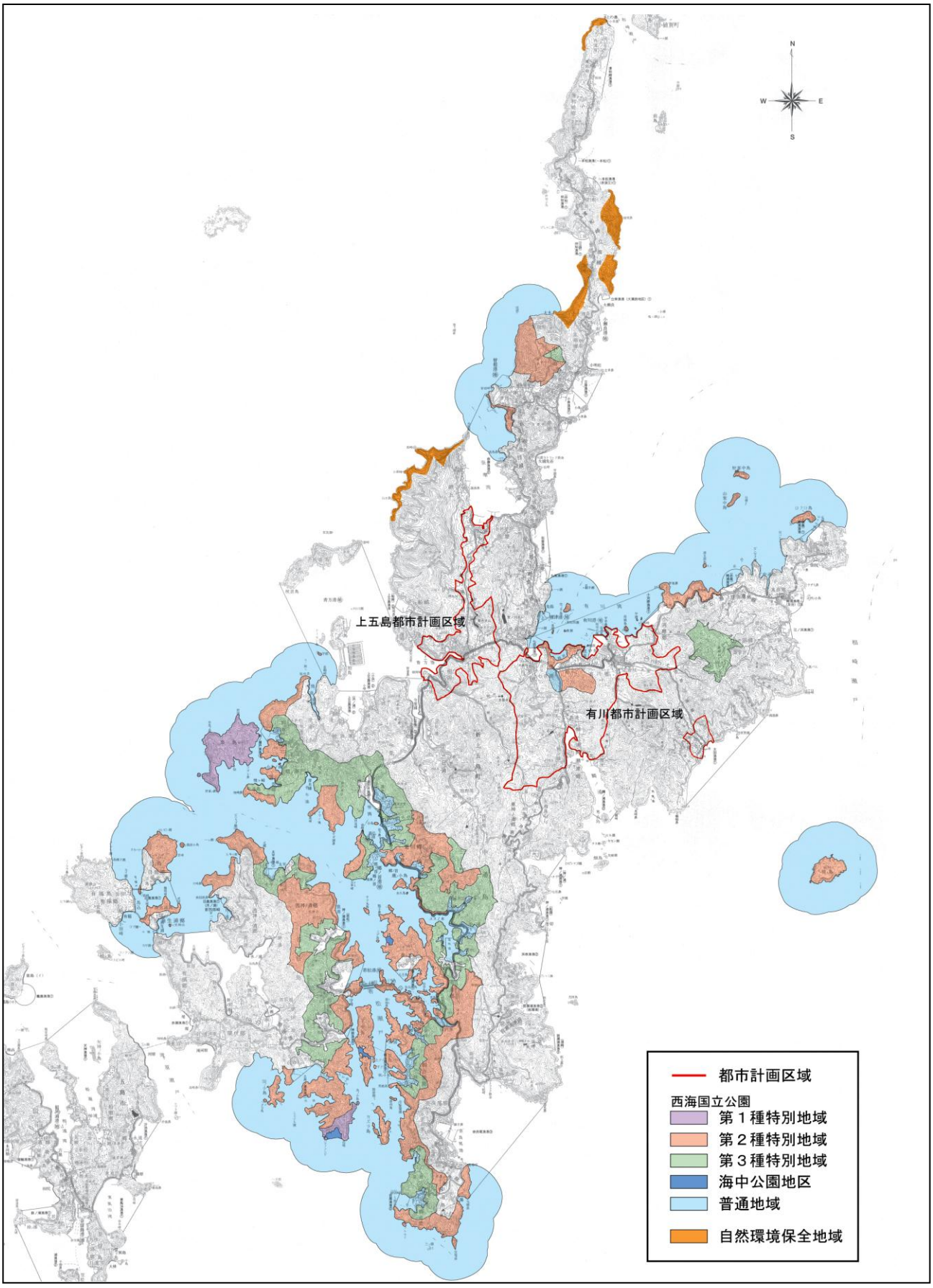

2．新上五島町の景観

２－１　新上五島町の景観特性

本町は中通島と若松島を中心とする 7 つの有人島と 60 の無人島から構成され、地形は全般的に細長く、急峻な山々が連なり平地は海岸にわずかに広がっています。土地利用としては、山林が約 74%、畑が約 16%、宅地が約 4%となっており、中通島の中心部から南部は杉等の植林も見られますが、山林の多くは自然林となっています。

中通島の北部については急峻な山が細長く海と山の厳しい自然環境を呈しています。中部の山地については標高 400m を超える山々が連なっています。南部と若松島に挟まれた海域は若松瀬戸としてゆったりとして穏やかであり、魚類や真珠の養殖も盛んです。

景観要素は多岐にわたって存在しており、各地区の特徴を表しています。

（１）自然景観

急峻な山並みによってそれぞれ特徴のある空間を形成しています。東は五島灘、西は東シナ海に面しており、自然の美しさと荒々しさをあわせもっています。

新魚目地区や有川地区の東側、奈良尾地区などは東シナ海や五島灘に直接面した荒々しい自然景観に代表され、その中でも大小様々な漁村や漁港を中心とし、人々の営みのたくましさを見せる景観でもあります。

上五島地区や若松地区の若松瀬戸、有川地区と新魚目地区に挟まれた有川湾には内海が広がり、穏やかな海面の先に島々の影が幾重にも重なっています。海蝕崖の荒々しさや白砂の海岸など優れた景観を呈しています。

様々な表情を持つ海と、急峻な山々が織りなす景観は本町の特徴となっています。

若松瀬戸

蛤浜

（２）歴史的・文化的景観

本町には文化財として様々な歴史的文化的景観が存在します。古くは旧石器時代、縄文時代、弥生時代の遺跡や遺構も存在します。

平安時代には遣唐使船の寄港地にもなるなど、大陸交流の拠点を伺わせる遺跡も上五島地区や若松地区を中心に見ることができます。

また、江戸時代には、幕府からの厳しい弾圧によって、外海地域から移住したキリスト教徒が新たな生活の場とした場所でもあり、信仰を隠すためにも非常に厳しい地形条件での集落の形成など特徴的なものとなっています。

現在でもキリスト教の信徒が町民の約１/４を占めており、町内には 29 の教会があります。それぞれの教会は各地域や地区の中心として象徴的な景観、ランドマーク的な景観となっています。中でも青砂ヶ浦天主堂、頭ヶ島天主堂、大曾教会は歴史的にも価値があり、文化財指定を受けています。更に江袋教会は国内で現役最古の木造建築の教会として再建が進んでおり、集落を含めて本町の代表的な文化的景観となっています。

その他にも、上五島神楽や青方念仏踊り、捕鯨の伝統を伝える鯨唄や羽差踊り等の郷土芸能、弁財天などの伝統行事等が継承され、独特の地域文化を見ることができます。

日島の石塔群

青砂ヶ浦天主堂

頭ヶ島天主堂

上五島神楽

（３）公共施設

本町は他の市町との交通は全て船を利用しています。公共交通機関として旅客船ターミナルは本町の景観的印象を特徴づけるものです。有川港のターミナルは近年整備され近代的な建築物となっています。その他、青方、若松、奈良尾、鯛ノ浦等もターミナルが整備されており、本町の玄関口としての景観を呈しています。

町内を南北に走る国道 384 号や主要地方道４線は、各地区を結ぶ役割を持つと同時に町内の様々な景観を望む視点場にもなっています。

また、町内には若松大橋や頭ヶ島大橋、漁生浦橋など島々をつなぐ大きな橋もあり、景観的にも優れています。

有川ターミナル

国道 384 号

奈良尾ターミナル

若松大橋

（４）街並景観

都市的空間は、青方市街地に役場をはじめ病院やバスターミナルなど町の中心となる施設が集積し、有川港周辺にも商業施設や公共施設など凝集されています。近年では浦桑地区についても大型商業施設や宅地等の開発による都市化が進んでいます。奈良尾港及び若松港は町外からの定期連絡船のターミナルも整備され、地域の中心的な街並みが存在しています。

それぞれの市街地には幹線道路が整備されていますが、その奥に入ると古くからの町並みも残っています。

有川市街地

青方の町並

（５）集落景観

町内には、漁村や農村集落が各地にあり、外洋や内海、漁や養殖などそれぞれの集落での特徴を持っています。各漁港などには古くからの屋並みや石積みの護岸や暴風壁なども見られ、歴史的な景観要素も備えています。

特に北部の旧新魚目町では急峻な斜面に張り付くような小規模な集落が特徴的であり、過酷な自然環境や社会的要因によって形成されたことが伺えます。

また、南部の若松地区を中心に穏やかな内海に面して、養殖筏や小さな桟橋などもあり、町内でも様々な集落景観があります。

江袋集落（傾斜地にある集落）

築地集落（石積みによる護岸）

２－２　教会の分布

本町の景観を特徴づけるものとして、教会があります。町内には 29 の教会が点在しており、そのほとんどは海に近い位置に立地しています。

各教会はそれぞれのまちの中心地や集落の高台に立地し、遠くから眺望できるものも多く、景観的にもランドマークとしての要素となっています。

小規模な谷あいに立地する教会では、遠くからの眺望は望めませんが、地形的にも入江の奥に位置し、その地区の中心としての役割を果たしています。

新魚目地区 ８ヶ所	上五島地区 ８ヶ所	有川地区 ４ヶ所	奈良尾地区 ３ヶ所	若松地区 ６ヶ所
米山教会	青砂ヶ浦教会	鯛ノ浦教会	浜串教会	中ノ浦教会
仲知教会	冷水教会	頭ヶ島教会	高井旅教会	若松大浦教会
赤波江教会	青方教会	船隠教会	福見教会	桐教会
江袋教会	大曽教会	佐野原教会		土井ノ浦教会
小瀬良教会	跡次教会			大平教会
大水教会	猪ノ浦教会			有福教会
曽根教会	焼崎教会			
丸尾教会	真手ノ浦教会			

大曽教会

曽根教会

中ノ浦教会

大平教会

教会分布図（旧新魚目町）

米山教会

仲知教会

江袋教会

大水教会

曽根教会

赤波江教会

小瀬良教会

丸尾教会

教会分布図（旧上五島町）

冷水教会

青砂ヶ浦教会

大曾教会

青方教会

跡次教会

猪ノ浦教会

焼崎教会

真手ノ浦教会

教会分布図（旧有川町）

頭ヶ島教会

頭ヶ島教会
★

鯛ノ浦教会
★

鯛ノ浦教会

★佐野原教会

佐野原教会

船隠教会
★

船隠教会

教会分布図（旧若松町）

有福教会

大平教会

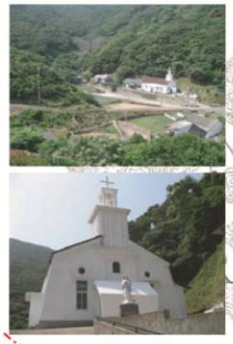

中ノ浦教会

大浦教会

★大平教会

★有福教会

★中ノ浦教会

★大浦教会

★土井ノ浦教会

★桐教会

キリシタン洞窟★

土井ノ浦教会

桐教会

教会分布図（旧奈良尾町）

浜串教会

高井旅教会

福見教会

２－３　景観資源

町内の自然景観や歴史的景観、街並み景観、集落景観、教会や祭りイベントなど景観資源は以下の図に表示します。

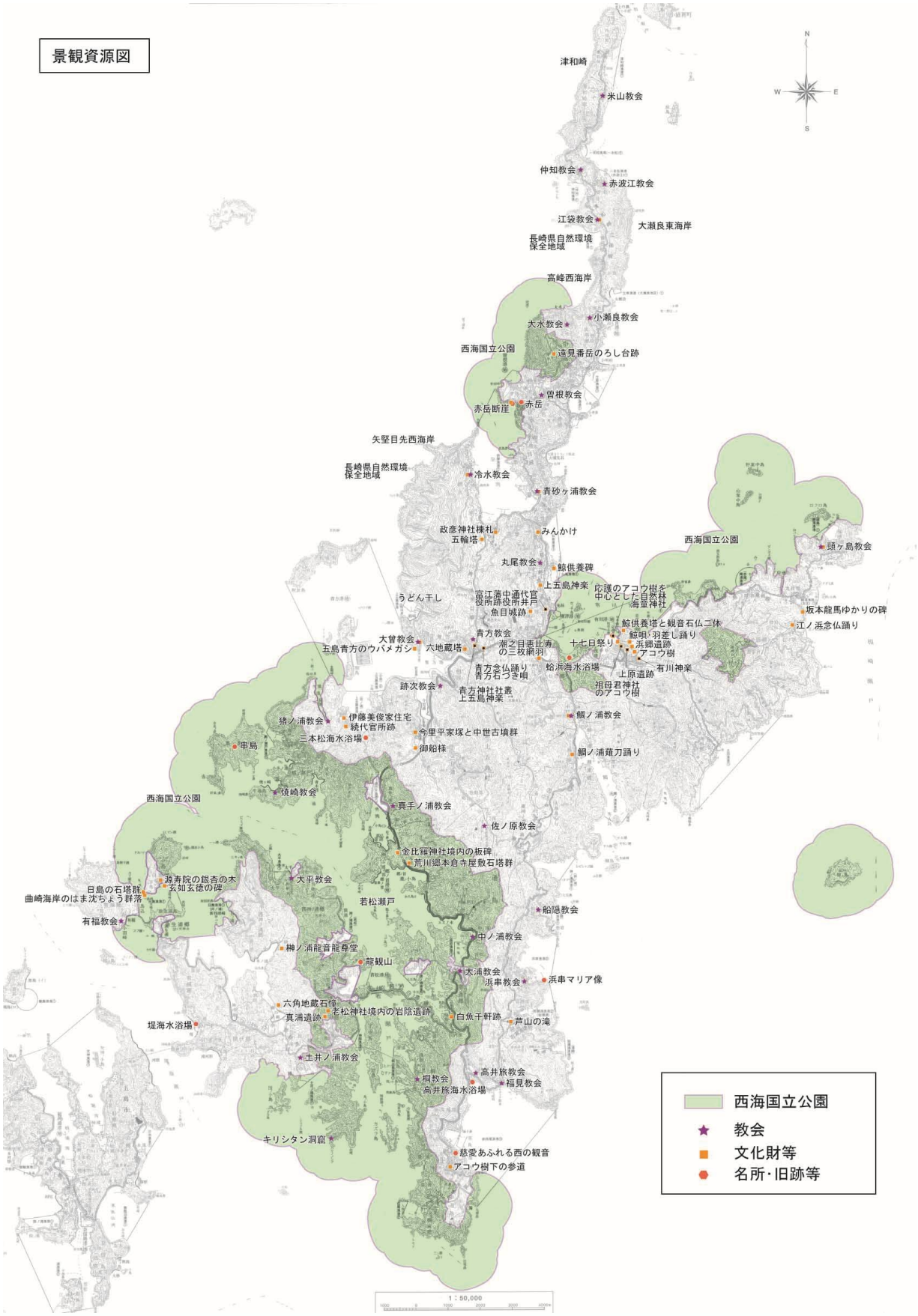

景観資源図（旧新魚目町）

西海国立公園
教会
文化財等
名所･旧跡等
ふるさと景観
自然景観

津和崎
米山教会
仲知教会
赤波江教会
江袋教会
大瀬良東海岸
長崎県自然環境保全地域
高峰西海岸
小瀬良教会
大水教会
西海国立公園
遠見番岳のろし台跡
番岳からの江袋集落
立串漁港の風景
曽根温泉
東シナ海に沈む夕日
曽根教会
赤岳
赤岳断崖
小串の祇園祭り
ペーロン大会
緑と白砂の大漁海岸風景
ペーロン大会
みんかけ
丸尾教会
鯨供養碑
ペーロン大会
五島名産手延べうどん干し
上五島神楽
富江藩中通代官役所跡役所井戸
魚目城跡
ペーロン大会
ふれあい夏祭り
ペーロン大会

番岳からの江袋集落

遠見番岳のろし台跡

赤岳断崖

みんかけ

立串漁港の風景

小串のペーロン大会

魚目城

七目のペーロン大会

景観資源図（旧上五島町）

西海国立公園
教会
文化財等
名所・旧跡等
ふるさと景観
自然景観

ウバメガシ

矢堅目公園

青方の町並み

コオニユリ

係留された大型漁船群

青方念仏踊り

青方港

洋上石油備蓄基地

串島

三本松海水浴場

今里平家塚

御船様

景観資源図（旧有川町）

十七日祭り

鯨見山から有川港を望む

青い海に映える頭島大橋

蛤浜海水浴場

鯨見山から有川中心街地を望む

海童神社

蛤浜で遊ぼうデー

坂本龍馬ゆかりの碑

弁財天祭り

有川神楽

江ノ浜念仏踊り

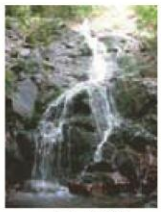
一二三の滝

マリンピア展望台から七目漁港を望む

鯛ノ浦薙刀踊り

頭ヶ島教会
上五島空港ターミナル
青い海に映える頭島大橋
西海国立公園
住持を語る石畳の道
坂本龍馬ゆかりの碑
坂本龍馬ゆかりの広場
江ノ浜念仏踊り
応護のアコウ樹を中心とした自然林
海童神社
有川港と中心街遠望
弁財天祭り
十七日祭り
鯨供養塔と観音石仏二体
鯨唄・羽差し踊り
浜郷遺跡
アコウ樹
有川神楽
上原遺跡
潮之目恵比寿の三枚網羽
蛤浜で遊ぼうデー
蛤浜海水浴場
祖母君神社のアコウ樹
一二三の滝
鯛ノ浦教会
マリンピア展望公園
鯛ノ浦薙刀踊り
艶歌で舞う薙刀踊り
佐ノ原教会
船隠教会

西海国立公園
教会
文化財等
名所・旧跡等
ふるさと景観
自然景観

景観資源図（旧若松町）

島に住む鹿

日島の石塔群

源寿院の銀杏の木

曲崎海岸のはま沈ちょう群落

龍観山

若松瀬戸の眺望

西海国立公園

金比羅神社境内の板碑
荒川郷本倉寺屋敷石塔群
島に住む鹿
源寿院の銀杏の木
玄如玄徳の碑
日島の石塔群
曲崎海岸のはま沈ちょう群落
有福教会
作業する漁師と漁生浦橋
大平教会
若松瀬戸
中ノ浦教会
榊ノ浦龍音龍尊堂
龍観山
若松の集落眺望
大浦教会
六角地蔵石幢
真浦遺跡
老松神社境内の岩陰遺跡
白魚千軒跡
堤海水浴場
土井ノ浦教会
桐教会
キリシタン洞窟
波に洗われる洞窟教会

作業する漁師

漁生浦橋

堤海水浴場

白魚千軒跡

キリシタン洞窟

西海国立公園
教会
文化財等
名所・旧跡等
ふるさと景観
自然景観

景観資源図（旧奈良尾町）

浜串教会
浜串マリア像
芦山の滝
高井旅教会
高井旅海水浴場
福見教会
奈良尾漁協の定置網漁
慈愛あふれる西の観音
アコウ樹下の参道

芦山の滝

高井旅海水浴場

慈愛あふれる西の観音

アコウ樹下の参道

奈良尾漁港の風景

- 西海国立公園
- 教会
- 文化財等
- 名所・旧跡等
- ふるさと景観
- 自然景観

3．景観づくりの基本的考え方

３－１　基本理念

本町の特徴は雄大な自然景観を持つ島々に、人々の生活や信仰、地域の文化などが溶け込んだ情緒ある景観を呈していることです。町民はこの豊かな自然と営み景観を誇りにしており、この景観を守り育てる必要があります。

本計画は新上五島町の豊かな自然景観と人々の営み景観を保全する方針をしめしつつ、同時に将来へ継承しまたは発展していくための景観づくりの仕組みを用意することによって、町民と行政が連携し、町民や本町を訪れる人が潤いと安らぎを感じることができ、新たな出会いと文化を創造していくことを基本理念とします。

３－２　基本目標

基本理念に基づき、本町の景観的な将来像としての基本目標は下記のとおり設定します。

海と山、歴史と文化を基に、潤いと安らぎを与える景観を育てる

３－３　景観づくりの基本方針

- 自然豊かな海や山を保全し、町民や来訪者が季節や和みを感じる景観をつくります
- 新上五島町が培ってきた歴史や文化を活かし、町民に愛され誇りを持てる景観をつくります
- 来訪者に町の良さを感じてもらい、賑わいと交流を育むことができる景観をつくります
- 町民と行政が連携し、後世に受け継がれていくことができる景観をつくります

３－４　景観の分類

景観づくりにあたっては、本町の区域を街・海・山・集落の４つに大きく類型し、これらの景観特性ごとに景観づくりの方針をそれぞれ定めるものとします。

それぞれの景観の特性や課題をまとめ、魅力ある景観となるように、景観づくりイメージを定め、良好な景観づくりのために必要な方針を示します。

町全域で行う景観に係る家屋や工作物の新築や改修などは、この方針に則したものとすることとします。

【景観づくりにおける類型分類】

海　町の周囲を取り巻く五島灘や東シナ海、若松瀬戸など海を活かした景観づくりを行うエリア

山　島の中心を縦横に連なる山々など、自然環境や眺望を活かした景観づくりを行うエリア

街　商店街やフェリーターミナルなど市街地の町並み景観づくりを行うエリア

集落　町内各所に点在する集落は上五島町の特徴を現わすものであり、地域の景観づくりを行うエリア

（1）海の景観

1．景観特性

○五島灘や東シナ海などの外洋や、若松瀬戸など穏やかな海面など様々な海の景観を見ることができます。

○美しい海としての水質が保たれています。

○一部は西海国立公園として指定され、自然景観の保全が図られています。

○定置網や洋上生簀など営みとしての景観がみられます。

○親水機能を有した海水浴場が整備されています。

○石垣の護岸などが残されており、歴史的な景観もみられます。

2．景観づくりの課題

○殺風景なコンクリート護岸や消波ブロックがみられます。

○自然景観にそぐわない鮮やかな色の建築物や看板がみられます。

○様々な色や種類の舗装、橋の欄干、ガードレール、街路灯、案内サインがあり、統一が図られていません。

○海岸への漂着ゴミや海上にはゴミの漂流なども見られます。

○不用漁具・漁網の適正処分や整理が必要です。

3．景観づくりのイメージ

潤いと癒しを与える海の景観

4．景観づくりの方針

項目	方　　針
海　岸	○自然海岸は極力保全します。 ○防波堤や護岸は、極力景観との調和を図るとともに、親水空間の確保に努めます。 ○　漂着ゴミ等は定期的に収集処分などの方策を検討します。 ○　不用漁具等の適正処分や整理を行います。
建築物	○景観との調和に配慮したデザインや色彩とするとともに、圧迫感を与えない配置や規模とします。
外　構	○自然素材の活用や緑化により、景観との調和に配慮します。
広告物等	○管理看板や広告物等は、できる限り集約化するとともに、景観との調和に配慮します。
道路・橋梁	○道路付属物や転落防止柵の素材や色彩は、周辺の景観や眺望を妨げないよう調和するよう配慮します。 ○橋梁や欄干は、景観との調和や、地域のシンボルとなるようデザインに配慮します。

（2）山の景観

1．景観特性

○島々としての山の姿は人々に安心感を与える景観です。
○中通島や若松島など複雑に入り組んだ入江と急峻な山々が連なり、本町を代表する自然景観があります。
○一部は西海国立公園として指定され、自然景観の保全が図られています。
○番岳や高熨斗山、矢倉山、三王山、米山など、本町を代表する自然景観を眺望するポイントが確保されています。
○原生林など多様な自然の森林景観がみられます。
○新緑や紅葉などにより四季を感じることができます。
○自然の中に人々の関わりや歴史を感じることができる森林景観がみられます。
○スギやヒノキなど産業としての人工林がみられます。

2．景観づくりの課題

○植林された森林など、手入れが必要な森林がみられます。
○山の景観に配慮が必要な鉄塔やアンテナなどの構造物がみられます。
○様々な色彩や素材のガードレールなどがみられます。
○国道や県道など主要な幹線道路ではコンクリートで覆われた長大な法面など自然景観を阻害しているものもあります。

景観づくりのイメージ

自然を守り、人々に安らぎを与える景観

景観づくりの方針

項目	方　　針
山　林	○森林の適正管理に努め、良好な森林景観を維持します。 ○四季の移ろいを感じることができる景観づくりを推進します。
建築物等	○森林景観との調和したデザインや色彩とするとともに、背後の山並みの稜線を分断しないよう配慮します。
外　構	○自然素材の活用や緑化により、森林景観との調和に配慮します。
広告物等	○看板等は、森林景観と調和し、癒しを感じられるデザインとなるよう配慮します。
道　路	○道路付属物の素材や色彩は、森林景観に調和するよう配慮します。 ○四季の移ろいを感じることができる沿道景観の創出や眺望の確保に努めます。 ○長大な法面などが生じる場合には、緑化やその他修景を施し、周囲の景観を損なわないようにします。

（3）街の景観

1．景観特性

○本町の市街地は、役場や港を中心として形成され、近代的な建物や旧来の趣のある伝統家屋などが建ち並んでおり、海との関わりを続けてきた象徴する景観がみられます。
○主要な道路整備とともに大型商業施設などが建設され、都市的な景観も呈しています。
○フェリーターミナルなどの港湾は本町を訪れる人々の玄関口としての役割を果たし、町の印象に大きな影響を与えます。
○主要道路から入ると路地には木造家屋の商店などが連なり、古い街なみが残っています。
○中心的な街に限らず、比較的大きな集落などでも、漁師まちなどの歴史的な趣を有する街並みが残されています。
○鍵型の道路、路地など、特色のある道路形態がみられます。

2．景観づくりの課題

○多くの来訪者などが目にする景観であり、地域の特色を活かしながら好印象を与える必要があります。
○様々な色や種類の舗装、橋の欄干、ガードレール、街路灯、案内サインがあり、統一が図られていません。
○周辺の景観にそぐわない色や素材の建築物や看板がみられます。
○比較的大きな建物は人々に与える印象も強く、デザインなど特に配慮する必要があります。
○廃屋や空き店舗の放置が街並景観を阻害しています。

3．景観づくりのイメージ

人を迎え、もてなす街の景観

4．景観づくりの方針

項目	方　　針
建築物	○商店街は賑わいの持てる美しい建築物による景観づくりに配慮します。 ○歴史的な街並みとの調和に配慮した配置や規模、デザイン、色彩とします。 ○中高層建築物は、周辺の景観への影響が大きいことから、色彩やデザインに十分に配慮するとともに、街を往来する人々に圧迫感をあたえない配置や規模とします。
外　構	○街並みの連続性に配慮するとともに、自然素材の活用などにより、豊かな景観をつくりだすよう配慮します。
広告物等	○広告物や案内サイン等は、できる限り集約化し、目的に応じて効果が最大限発揮できる位置に設置するとともに、簡素で分かりやすいデザインとし、目立ちすぎにより街並みの景観を乱さないよう配慮します。 ○案内サインは、隣接して乱雑な案内サインが設置されないよう配慮します。
道　路	○舗装や道路付属物の素材や色彩は、賑わいのある街並み歴史的な街並みなど、地域性を考慮したものとします。

（4）集落の景観

1．景観特性

○古くからの漁村や農村の風景が残っています。
○地域ごとに特徴的な集落が景観のポイントとなっています。
○石垣の段畑や内海の桟橋など人々の営みが景観をつくりだしています。
○教会を中心として形成した集落や、氏神様を祀るなど感謝の心の表れがうかがえます。
○神楽や祭礼などの伝統行事が継承されています。

2．景観づくりの課題

○管理がなされていない耕作放棄地がみられます。
○廃屋や空屋の放置が景観を阻害しています。
○家屋などで、様々な形態や色彩など集落の一体性が失われつつあります。
○色彩的に周辺の景観と調和していない自動販売機などの設置があります。
○様々な種類の看板やガードレールがあり、統一が図られていません。

3．景観づくりのイメージ

地域の歴史と文化を育んでくれる集落の景観

4．景観づくりの方針

項目	方　　針
農　地	○農地の適正管理に努め、良好な景観を維持します。休耕地への景観作物の導入なども検討します。 ○段畑の石垣などを保存するとともに、自然素材の活用や緑化などにより、集落景観との調和に配慮します。
漁　港	○網やその他の漁業で用いる道具などは、雑然として見えるため、景観に配慮した管理方法などを検討します。
建築物等	○勾配屋根の設置や伝統的な工法を用いるなど、周辺の既存建物との調和や地域特性に配慮したデザインとなるようにします。 ○特に教会の周辺などは形態や色彩などに配慮します。
外　構	○自然素材を活用するとともに、生垣や庭木の緑により、周囲の景観と調和したデザインとなるよう配慮します。
広告物等	○看板等は、地域産材を活用するなど、田園景観に調和したデザインとなるよう配慮します。 ○自動販売機は色彩等の配慮し、周囲の景観を阻害しないものとします。
道　路	○道路付属物の素材や色彩は、田園景観に調和したものとします。 ○沿道の緑化や花による修景を推進し、田園景観にふさわしい景観づくりに努めます。

４．景観形成基準

建築物や工作物の建設や開発など既存の景観を変更する行為（以下、景観変更行為）のうち、景観へ少なからぬ影響を与える行為については、景観へ配慮する必要があります。

なお、上記のような景観変更行為を行おうとする者は、景観法に基づき、新上五島町に対して届出を行わなくてはなりません。景観形成基準は、それらの届出に対して行なう審査の基準でもあります。

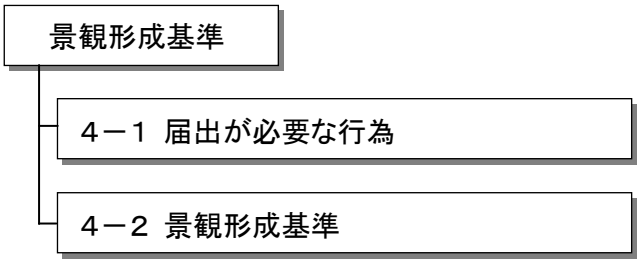

景観形成基準の性格

本計画の基本目標は、「海と山、歴史と文化を基に、潤いと安らぎを与える景観を育てる」です。この目標の達成のためには、自然環境や文化財等の歴史的資産の保全はもちろんのこと、生活環境に係わる諸々の建設行為等についても、本町の景観の特徴を壊さず、調和していくような配慮が不可欠です。開発や建設に際して景観の特徴を保全するために少なくとも守るべきルールを「景観形成基準」としています。

景観形成基準の内容

景観形成基準は、大きく分けて次の２つの内容があります。

一つは建築物や工作物の大規模な建設等の行為を制限するものであり、もう一つは地区の特徴を形成する重要な景観要素に対し直接的な開発や改変などの行為を制限するものです。

新たな建設や開発において、より良い地域景観をつくるためには、その建物等を周辺と調和させようとする多様で総合的な創意工夫を図る必要があります。ルールはその創意工夫の前提となる条件として位置づけられるものです。

指針と基準

景観形成基準には、「指針」と「基準」があります。

「基準」は本町全域もしくは重要景観の特徴を継承するために守るべき最低限のルールであり、具体的な数値等をもって表わされます。

「指針」は本町全域もしくは重要景観の特徴を継承するために必要な条件です。しかし、歴史的資産や自然環境と調和させるためにより有効な方法があるときは、総合的な景観を考えて判断し、指針は他の考え方で代替が可能です。

基準も指針も、それだけを守れば良い景観を形成できるというものでなく、基準や指針を踏まえた総合的な創意工夫が求められます。

４－１　届出対象行為

景観計画対象地域となる本町全域では、建築等の行為について、本計画に適合することを目的に、着手前の届出が必要となります。

一般景観計画区域については、特に景観に大きな影響を与えることとなる大規模建築物や大規模な工作物を対象とし、重要景観計画区域で行う住宅の建築や工作物の設置等の行為については下記に示す規模の基準に従って届出を行います。

・届出にあたっては、条例に定める図書を新上五島町に提出します。
・届出を受理した後、新上五島町で審査を行いその結果を 30 日以内に通知します。このとき景観形成基準に適合しない行為に対しては設計の変更等の必要な勧告・命令を出すことができます。また、同行為や虚偽の届出等に対しては罰則の適用ができます。
・建築等の行為着手は、届出が受理された日から 30 日以後に行わなければなりません。

（１）届出を要する行為の基準

＜一般景観計画区域＞

区　分	項　　目	規模等の基準
建築物	新築、移転	延床面積 1,000 ㎡を超えるもの ※２以上の建築物で、利用目的・形態や物理的形状が一体と認められる場合は、その合計面積を対象とする 高さ 15ｍを超えるもの
	増築	延床面積 500 ㎡を超えるもの ※延床面積 1,000 ㎡を超え、又は高さ 15ｍを超える建築物に限る（増築後で、当該規模となるものを含む）
	外観の変更 （模様替・色彩の変更）	外観の１／２を超えるもの ※延床面積 1,000 ㎡を超え、又は高さ 15ｍを超える建築物に限る
工作物	新築、増築、改修、移転	高さ 15ｍを超えるもの
	外観の変更 （模様替・色彩の変更）	外観の１／２を超えるもの ※高さ 15ｍを超えるものに限る
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	
土地の開発等の変更等	鉱物の採掘又は土石の採取、土地の造成	採掘・採取面積、土地の造成等が 3,000 ㎡以上のもの

＜重要景観計画区域＞

区　分	項　目		規模等の基準
建築物・工作物	新築、増築		その部分の建築面積の合計が 10 ㎡を超えるもの
	改築、外観の修繕、模様替え又は色彩の変更		前面道路及び公共の場所から見える屋根及び外壁の見付け面積が 10 ㎡を超えるもの
	煙突、柱、高架水槽		高さ5m を超えるもの
	遊戯施設、製造施設、貯蔵施設、汚物処理場、立体駐車場、彫像、記念碑、携帯電話中継塔等		高さ5m 又は築造面積が 10 ㎡を超えるもの
	擁壁、柵、塀等		高さ 1.5m を超えるもの又は見付け面積が 100 ㎡を超えるもの （一連で造るものも含む）
	電線路	電柱	高さ5m を超えるもの
		変電器等の地上機器	設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
	自動販売機及びその修景施設の設置、置き換え、模様替え又は色彩の変更		高さ1m を超えるもの
木竹の伐採	木竹の伐採		高さ 5m を超え、かつ林業以外の目的の行為 （ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行なう管理行為は適用除外）
屋外における物の集積又は貯蔵	屋外における野積みによる物の集積又は貯蔵		高さ 1.5m 又は集積・貯蔵面積が 50 ㎡を超えるもの
開発行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為		
土地の開発の変更	鉱物の採掘又は土石の採取、のり面、土地の造成		採掘・採取面積が 300 ㎡を超えるもの 田及び畑などの農地で法長が 0.5m を超えるもの 宅地等の土地の造成で 300 ㎡を超えるもの、又は切土又は盛土によって生じる法（のり）の高さが1m を超えるもの
水面の埋立て	水面の埋立てを行う行為		埋立てを行う面積が 300 ㎡を超えるもの

・以下の行為は届出の適用除外とします。（一般・重要景観計画区域　共通）

・通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令に定めるもの
・非常災害のため必要な応急措置として行う行為
・景観重要建造物について、町長の許可を受けて行う行為
・その他政令又は条例で定める行為
※国の機関又は地方公共団体が行う行為で上表の基準に該当する行為は、届出ではなく通知を行う

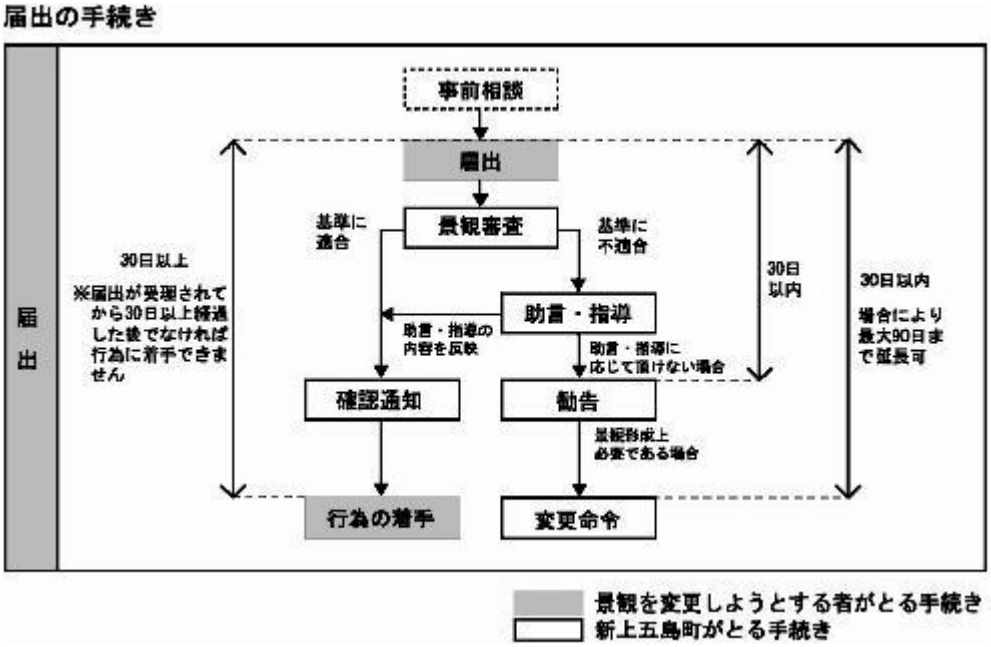

事前相談

届出の前に、新上五島町への事前相談を行うことを推奨します。事前相談では、景観を変更しようとする者に予定している届出行為について説明をしてもらい、新上五島町や景観アドバイザーから景観形成基準に基づく助言を行います。

景観審査

届出された行為について、新上五島町長（所管課）が景観形成基準に基づく審査を行います。また、その際は下図のような体制で行います。

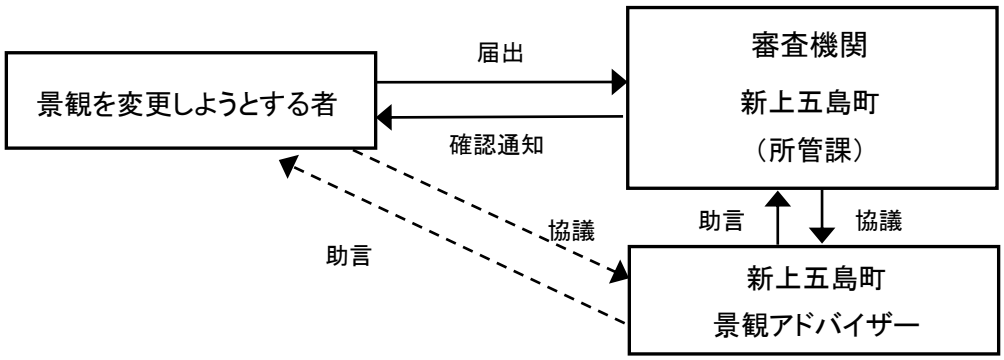

助言・指導

基準に適合しないものについては、届出の受理から 30 日以内に助言・指導を行います。この際、必要に応じてまちづくりアドバイザーからの助言を得ます。これによって設計変更等の適切な措置が期間内になされれば、町による勧告を受けることなく行為の着手へと進むことが出来ます。

４－２　景観形成基準

一般景観計画区域の景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>一般景観計画区域の景観形成基準</th></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>指針</td><td>【形態意匠】
〇自然景観や歴史的・文化的景観資源と調和を図る。
〇街並の連続性や周辺地区との関係に配慮する。
〇空の広さや海辺の開放感、背後の山並への見通しを確保する</td></tr>
<tr><td>建築物・工作物</td><td>基準</td><td>【形態意匠】
〇周囲の環境を意識した敷地内緑化、建物緑化を行う
・公園やオープンスペースに隣接する場合は、これらとの連続性を確保し、緑のネットワークを形成する
・隣接する敷地等が生垣を有する場合は、その連続性を確保する
・海岸や公園などに隣接する場合、オープンスペースを確保するなど、自然資源と一体的な空間の創出に努める
〇景観資源に隣接する場合は、次にあげるような配慮を行い、景観資源を引き立てる
・景観資源に対して、建築設備や付属施設、屋外広告物等を接近させない
・屋根や庇、外構など周囲と調和する
・屋根や外壁の色彩は、色相や彩度などを調和させる
〇建築物の屋上設備や塔屋は、屋根と一体となるよう意匠や配置に工夫し、次の基準に適合させる
・通りから直接望見できない位置に配置する
・ルーバーや緑化による修景などを行う
〇建築物の屋根は勾配屋根にするなど、周辺の市街地や自然景観と調和した形状とする
〇地域の個性が感じられる色彩や素材の活用を基本とし、次の事項に適合させる
・外壁の素材は、汚れや退色に強いものとする
・外壁や外構は、地域で多く使用されている素材や色彩の活用に努める
・外観の色彩は、以下の基準とする
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～5Y</td><td>8以上</td><td>4以下</td></tr>
<tr><td></td><td>8未満</td><td>6以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>8以上</td><td>1以下</td></tr>
<tr><td></td><td>8未満</td><td>2以下</td></tr>
</table>
・着色していない木材、土壁ガラス、石等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付け面積の5分の1未満の範囲内で外観のアクセントとして着色される部分の色彩については、この限りでない。
〇主要な道路の交差点や橋詰め等では、周囲の町並みから突出するような意匠は避ける
〇自然景観や周辺の町並みから逸脱する長大な壁面を持つ外壁は圧迫感の軽減を図るため、次のような方法等を検討する
・壁面に凹凸を付けたり、雁行させたりする
・部材や色彩、素材などにより分節化を行う
・緑化により自然景観となじませる
〇駐車場や駐輪場、ゴミ置き場などの付属施設、外階段は、次のいずれかの基準に適合させる
・建築物と一体的な意匠とするなど、目立たない工夫を施す
・通りから直接望見できる場合は、緑化などにより修景する
〇前面道路に駐車場がある場合は、その外周を低木や中木などで植栽する
〇敷地の規模に応じて、シンボルとなるような高木を植栽する</td></tr>
</table>

重要景観計画区域の景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>重要景観計画区域の景観形成基準</th></tr>
<tr><td>共通事項</td><td>指針</td><td>【形態意匠】
〇地区の歴史的文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。
〇歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物</td><td>指針</td><td>【形態意匠】
〇低層建築で勾配屋根を設けることを基本とする。
〇一戸が突出した印象を与えないよう、周辺の家並みと調和するような形態意匠・色彩とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基準</td><td>【高さ】
・最高の高さは 10mを超えないこと。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－基本構造】
・建築は和風のデザインを基本とする。
・木造建築を基本とする。ただし、耐震補強等の構造上やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
・高床式（ピロティ）は避ける。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－屋根】
・屋根勾配は、3/10～5/10 を標準とする。
・屋根の材料は、和瓦・金属板を基本とする。
・屋根の形状は、入母屋・切り妻・寄せ棟を基本とする。
・総二階は基本的に避ける。やむを得ない場合は庇等を設けることを基本とする。
・屋根の色彩（庇等を含む）は、以下の基準とする。
ただし、和瓦葺き等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。
また、金属板を使用する際は、素材色を活かすか塗装し、ぎらぎらした不快感を与えないように配慮すれば、以下の基準の限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～5Y</td><td>6 未満</td><td>6 以下</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>6 未満</td><td>4 以下</td></tr>
</table>
※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する建築物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－外壁】
・外壁は、板張り・塗壁(しっくい等)・塗壁調(プラスター、モルタル、コンクリート等)を基本とする。
・色彩は、以下の基準とする。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>9 未満</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5YR～10Y</td><td>9 以上</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>9 未満</td><td>5 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td>6 未満</td><td>4 以下</td></tr>
</table>
※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する建築物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－付属屋】
・付属屋は下屋を活用し、和風（透明プラスチック板等不可）を基本とする。
※本基準における「付属屋」とは、建築面積 20 ㎡未満かつ軒高 2.3m未満の建築物を指す。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="2">建築物</td><td>基準</td><td>【位置】
・土地の区画形質の変更は原則行わない。
・遠くからの眺望の際に突出した印象を与えないような位置を選ぶ。</td></tr>
<tr><td></td><td>【形態意匠－建築設備等】
・建築設備等は、周辺の道路等公共用地から見えないように隠す。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="5">工作物</td><td>指針</td><td>【形態意匠・高さ】
〇送電線塔、電波塔等は極力立地しない。やむを得ない場合は、極力高さを抑え、目立たない位置に設置し、周辺と調和する色彩とし、極力植栽で修景する。
〇垣根、擁壁、さく、塀などは、周辺景観に配慮し、木材、石材等の自然素材を用いるようにする。
〇煙突、遊戯施設は極力設置しない。
〇屋外照明は下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らしたり、ぎらぎらした不快感を与えないようにする。
〇自動販売機は店舗等の建物に付属させ、建物と調和するような色彩選定や修景を行うことを基本とする。また、内蔵光源は明る過ぎないようにする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">基準</td><td>【高さ1】
・最高の高さは 10mを超えないこと。</td></tr>
<tr><td>【高さ2】
・ただし、電柱・製造施設等で、極力高さを抑えたものの、機能的な理由等によりやむを得ず上記基準以上の高さが必要なものはその限りではない。</td></tr>
<tr><td>【位置】
・歴史的な地形を尊重する。
・重要な眺望地点から見て、突出した印象を与えないような位置を選ぶ。ただし、やむを得ない場合は、目立たないように修景する。
・隣地相互での空間を確保する。
・設置位置は、接道部から少なくとも 1～3m程度の後退を基本とする。
ただしやむをえない場合は、接道部分を重点的に緑化する。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－外観】
・工作物の外装に使用する素材は、周辺の景観と調和した質感のものにする。
・擁壁は、自然石積又は緑化等により文化的景観と調和する修景を基本とする。
・道路等の公衆の視点場からみて、圧迫感や威圧感を緩和するような形態意匠とする。又はそのように修景する。
【形態意匠－屋外照明等】
・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
・投光器等の天空への光束を抑制する。</td></tr>
<tr><td>【形態意匠－色彩】
・外壁の色彩は、以下の基準とする。
ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス・石等の材料によって仕上げられる部分は以下の基準の限りではない。
<table>
<tr><th>色相</th><th>明度</th><th>彩度</th></tr>
<tr><td>0.1R～10R</td><td>9 未満</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5YR～10Y</td><td>9 以上</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>9 未満</td><td>5 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>6 以上</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td>6 未満</td><td>4 以下</td></tr>
</table>
※一般景観計画区域の届出対象規模に該当する工作物（大規模建築物）については、一般景観計画区域の景観形成基準の色彩を準拠する。</td></tr>
</table>

工作物	基準	【形態意匠－自動販売機】 ・野立ての自動販売機は覆屋を設け、周囲の景観になじむものとする。 ・色彩は、設置する建物と同色ないし調和する色彩を基本とする。 ・複数並べて配置する場合、色彩は同じものを採用することを基本とする。 ・過度に明るい内蔵光源を避ける。
		【形態意匠－外構】 ・生垣や木塀を基本とする。 ・ブロック塀は避ける。やむを得ない場合でも、高さ 1.5m を超えないこととする。 ・アルミフェンス等は、低彩度色（彩度1以下）を用いる。 ・農業用の獣害対策で用いる柵等はこの限りではない。
土地の開発等の変更（鉱物の採掘又は土石の採取を含む）	指針	○不用意に土地の区画形質の変更又は土石の採取は行なわない。
	基準	・調査等の目的以外に鉱物の採掘又は土石の採取は行わない。 ・現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないようにする。 ・隣接する道路や敷地と高低差が生じる場合は石積みを基本とし、周囲の景観に調和することを基本とする。
木竹の伐採	指針	○地域の特徴的景観に資する木竹はなるべく保全する。
	基準	・基本的に木竹の伐採はさける。やむを得ない場合は、伐採跡地において事後の土地利用に応じ、周囲の植生と調和するよう緑化を行うことを基本とする。 ・ただし、枯損木竹の伐採、間伐等保育のために通常行う行為は適用除外。
屋外における物の集積又は貯蔵	指針	○景観に不調和な露出した物の集積は避ける。ただし漁業や農業目的のものはその限りではない。
	基準	・道路等に面する場所では、高さ 1.5m、面積 50 ㎡を超える物の集積は行えない。 ・ただしやむを得ない場合は、道路等から見えにくい場所を選び、道路からできる限り離し、高さを低くし、樹木等で遮蔽を行う。
屋外照明	指針	○屋外照明等は、夜空の美しさを確保するために、むやみに上方を照らさない。
	基準	・屋外照明等は、下方を照らすことを基本とし、むやみに上方を照らさない。
緑化の重点的推進	指針	○駐車場や工場など大規模な施設の周囲は、重点的に緑化による修景を行う。
	基準	・大規模な屋外駐車場（1,000 ㎡以上）では、植栽による空間の分節化や通路部分を緑化する。 ・工場等の屋外設備等は緑化により遮蔽する。
水面の埋立て	指針	○周辺景観との調和に配慮すること。
	基準	・護岸等の整備にあたっては、素材や色彩の工夫、緑化措置を講じるなど、周辺景観との調和に配慮すること。

色彩について（参考）

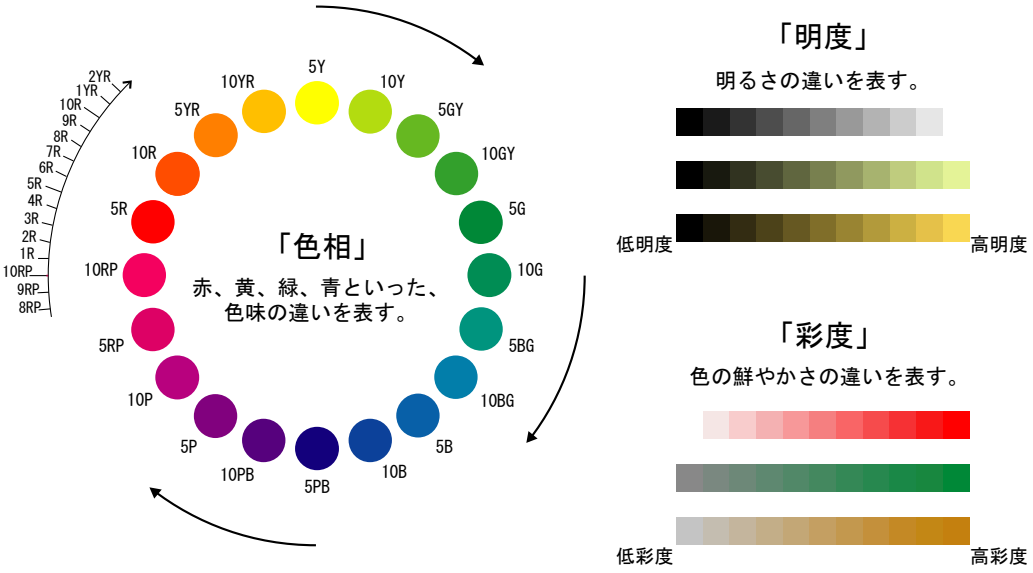

本景観計画の色彩基準は、「マンセル表色系」という体系を用いて示されています。マンセル表色系とは、「色相」「明度」「彩度」という色の三属性をもって物体色を表示する体系です。

■色の三属性

【色相】主要な１０色相をアルファベットで表す。（赤Ｒ、黄赤ＹＲ、黄Ｙ、黄緑ＧＹ、緑Ｇ、青緑ＢＧ、青Ｂ、青紫ＰＢ、紫Ｐ、赤紫ＲＰ）これらをさらに分割し、「３ＲＰ」「７ＧＹ」のように表記する。

【明度】明るさを１０段階で表し、最も暗い黒が０、最も明るい白１０となる。

【彩度】無彩色を０とし、数値が上がるほど色の鮮やかさが増す。

・以上の色の三属性を用い、下のように表記します。

ごワイアール　に の　いち
5YR 2/ 1
色相　明度　彩度

（参考）使える色

一般建築物

屋根・外壁・工作物	――

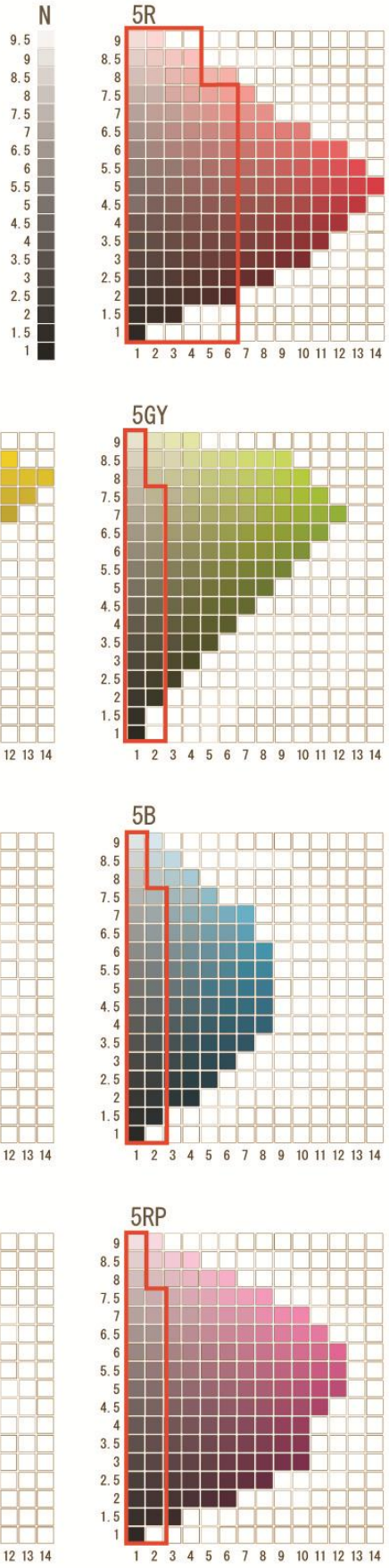

（参考）使える色

重要景観計画区域

屋　　根	
外壁・工作物	

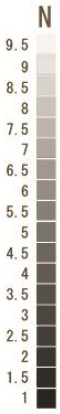

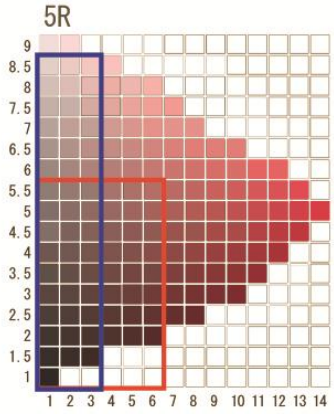

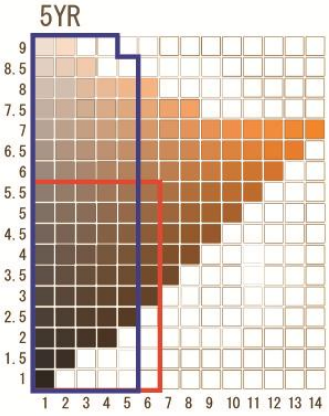

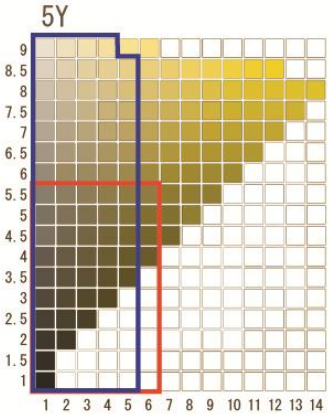

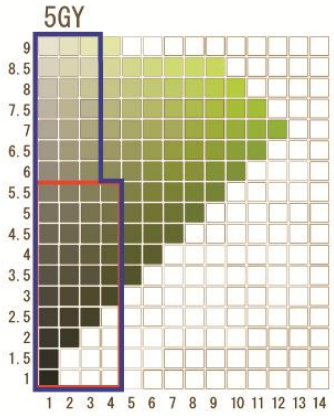

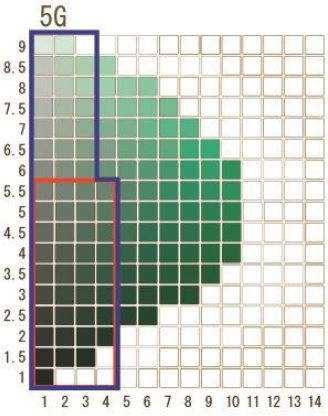

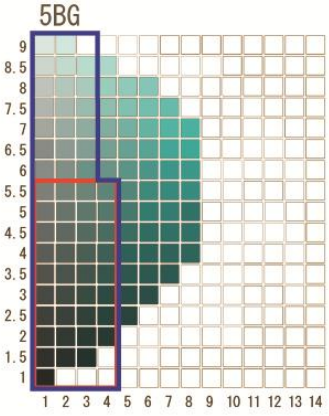

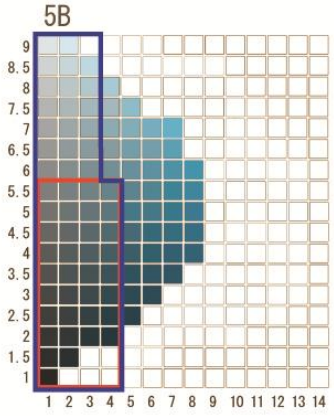

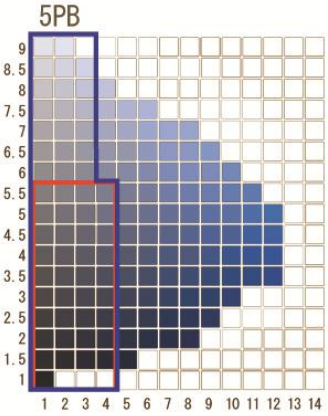

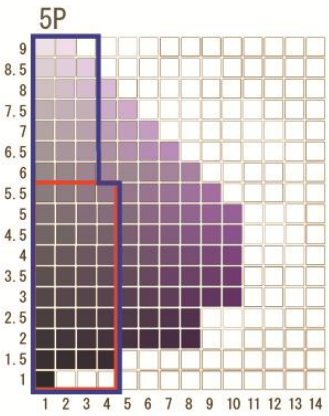

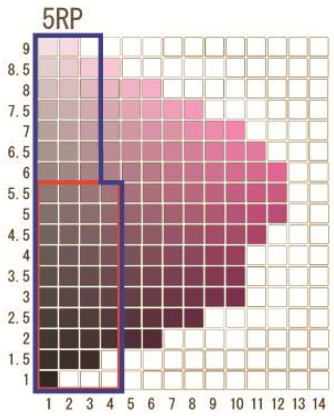

５．景観重要公共施設の整備に関する事項

景観形成上重要な役割を担う公共施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、それらについて整備に関する事項や占用許可等の基準を定め、本町の自然景観や歴史的文化的景観と調和する公共施設の整備を行います。

５－１　景観重要公共施設の指定

以下に示す項目に該当する公共施設を景観重要公共施設として指定します。
なお、景観重要公共施設は必要に応じて管理者と協議の上、随時追加指定できるものとします。

・景観形成上重要な公共施設
・整備に関する事項や占用等の許可基準が必要と考えられる公共施設

本町における下表の公共施設を、景観法に基づく景観重要公共施設公共施設として指定します。

種類	景観重要公共施設（案）	管理者
道路	国道 384 号	長崎県
	主要地方道　一般県道	長崎県
	町道	新上五島町
港湾	地方港湾（７港）	長崎県
漁港	全漁港　（31 港）	長崎県・新上五島町

国道 384 号

青方港

５－２　景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備においては、次に示す事項に基づいて計画設計及び施工を行うこととします。

景観重要公共施設の整備に関する事項

景観重要公共施設の整備に関する基本的な考え方	本町の自然景観や歴史的文化的景観にふさわしい公共施設とするためには、出来る限り周囲の景観に対する配慮をしていくことが大切となる。しかし、景観への配慮の見返りに、施設として必要な機能が満たされない状況や、施工性や経済性が大きく損なわれるような状況、環境への負荷が不当にかかる状況などは望ましくない。よって、施設の計画設計の際には、景観だけでなく機能・施工性・環境及び経済性について総合的に検討することが必要である。 また、景観重要公共施設を整備する主体が複数存在するため、ある程度の全体デザインコントロールを行うことが大切となる。ゆえに、デザイン検討の際には、新上五島町担当主管課と協議することを原則とする。
景観重要公共施設の整備に関する基本的な手続き	本町の景観にふさわしいものとするため、施設の計画設計の際には機能・施工性・環境・景観及び経済性について総合的に検討する。 デザイン検討の際は、新上五島町担当主管課と協議することを原則とする。ただし、以下の 1 から 3 の行為はその限りではない。 1. 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの 2. 附属物の更新・復旧で、従前とデザインが変わらないもの 3. 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
景観重要公共施設の整備に関する基本的な配慮	●自然景観や歴史的文化的景観との調和を図る 周辺の海や山などの自然景観、歴史的景観、漁村農村景観との調和に配慮する。 そのために、基本的には主張を抑え煩雑にならないようなデザインとすることに留意する。

道路整備基本事項

考え方	道路空間は、通行者が周辺の景観を楽しめるように配慮することが求められる。 そのための基本的な配慮として、道路附属物は安全性や機能性を確保しつつ、周辺の景観を阻害しないようなデザインを目指すべきである。 また道路は、自身が風景の一部を担っていることにも留意すべきである。ゆえに、道路を構成する一般の橋梁などの構造も、主張せず、周辺の景観が風景の主役となるようなデザインであることが求められる。 島と島をつなぐ規模の大きな橋梁についてはそれ自体が大きな景観要素となるため、特に周辺環境に配慮しつつ、優れた景観を構成するデザインに努める。
整備方針	●周辺の景観に配慮したデザインとする ・全体として主張を抑えたデザインとし、周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮する。 ●一般橋梁・トンネル・ボックスカルバート等、構造物は主張を抑えたデザインとするよう努める ・周辺景観が主役となるような位置、構造を計画する。 ・構造物の形状は、主張を抑えたデザインとし、周辺景観が主役となるように配慮する。 ●大規模な橋梁は景観をつくるものであるため、周辺景観と調和したデザインとする。 ●道路附属物（照明灯・防護柵等）は周辺景観に溶け込むデザインとする ・交通標識や信号の支柱、照明灯、防護柵、デリニェーター等の附属物の色彩はダークグレー（10ＹＲ3／0.2 程度）を基本とする。また、周辺景観と調和するような素材の使用を検討する。 ・防護柵は、透過性の高いものを採用することを基本とする。 ・一般橋梁の場合、桁、柱等に対する照明灯、防護柵等の間隔を工夫し、煩雑な印象を抑えるようにする。また、検査昇降路、排水管などは、周辺景観に配慮し、極力目立たないような位置、デザインとする。周辺景観と調和するような素材の使用を検討する。

港湾・漁港整備基本事項

考え方	港湾は本町にとって来訪者が訪れる際の玄関口となり、本町を印象づける重要な場所である。来訪者が本町の景観を楽しめるように配慮することが求められる。 そのための基本的な配慮として、港湾施設は安全性や機能性を確保しつつ、優れたデザインを目指すべきである。 漁港においても、定期連絡船等の発着が行われている港もあり、港湾と同様にデザインに配慮する必要がある。ゆえに、港湾や漁港を構成する様々な施設などの構造や色彩も、周辺の景観と調和したデザインであることが求められる。 港湾や漁港は資材や漁具なども多く、煩雑に見えるものも多く、それらの配置や収納等を検討する必要もある。
整備方針	●周辺の景観に配慮したデザインとする ・全体としてまとまったデザインとし、周辺の歴史的景観や農村景観、自然景観などの文化的景観を構成する要素が風景の主役となるように配慮する。 ・巨大なコンクリート構造物が多く殺伐とした景観になりがちであるが、緑化や、くつろぎ空間の配置など、人々に潤いと憩いを与える景観づくりに配慮する。

6．景観づくりの推進方針

本計画の目標である「海と山、歴史と文化を基に、潤いと安らぎを与える景観を育てる」の実現のためのまちづくり行為全般を景観まちづくりとします。

ここでは、景観まちづくりを進めていくため方針を整理します。

６－１　景観まちづくりの仕組みの確立

新上五島町の景観まちづくりは、住民が主体となり行政と共に推進するものですが、本計画の目標である「海と山、歴史と文化を基に、潤いと安らぎを与える景観を育てる」ためには、さらに専門家や公益事業を営む事業者との連携が必要となる場面が大いに考えられます。

本計画の目標へ向けた課題解決や合意形成が必要な場合には、これらの関係者が連携して景観まちづくりを推進できるような仕組みを次のように確立します。

景観まちづくりの体制 （景観法第 15 条）

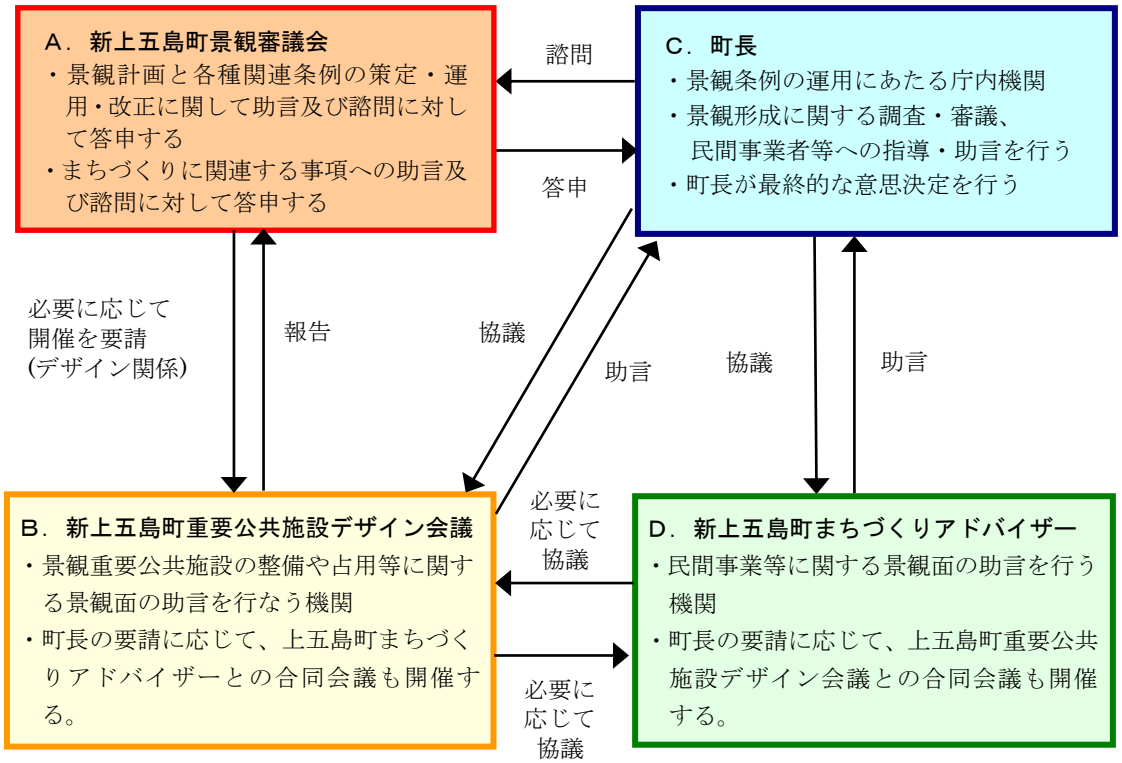

Ａ．**新上五島町景観審議会**…景観法に基づく景観計画と景観条例の策定・運用・改正に関して助言及び諮問に対して答申する。また、まちづくりに関連する事項への助言及び諮問に対して答申する。必要に応じて随時開催する。

Ｂ．**新上五島町重要公共施設デザイン会議**…景観重要公共施設の整備に関する景観面の助言を行う機関。町長の要請に応じて、景観重要公共施設及び占用物件について景観面の助言を行う。必要に応じて随時開催する。また、「新上五島町まちづくりアドバイザー」との合同会議も開催する。

Ｃ．**町長**…景観条例連絡協議会は庁内機関として景観条例の運用にあたり、開発行為や大規模工作物等の土地利用も含めた景観形成について調査・審議し、民間事業者等へ指導・助言を行う。必要に応じて随時開催する。最終意志決定は町長が行う。

D. **新上五島町まちづくりアドバイザー**…景観重要公共施設の占用以外の民間事業と景観重要公共施設以外の公共事業について、町長に景観面の助言を行う。必要に応じて随時開催する。また、町長の要請に応じて新上五島町重要公共施設デザイン会議との合同会議も開催する。

景観形成団体（参考:景観法第92条第1項:景観整備機構）

良好な景観の形成を進めるにあたり、地域住民の利害関係の調整や、良好な景観の形成に取り組む住民を支援するために必要な土地取得等の事業の実施を積極的に行う主体がいることが望ましい。そのような役割を担うことができると認められる公益法人ないしＮＰＯ法人等を、景観法に基づく景観形成団体（景観整備機構）として指定していきます。

指定を受けた団体は景観形成に係る事業実施の助成等を受けられるものとします。

行政の組織

景観まちづくりの基本的窓口を一本化し、その窓口を通じて庁内各課との連絡調整を行い、総合的にまちづくりを進める体制づくりを進めます。

国、県の関係機関等についても、基本窓口を設けるよう要請し、それぞれが連携して施策推進を行うための体制づくりを行います。

専門家の参加

景観・歴史等について研究者や専門家の参加が求められることは多い。専門家が景観まちづくりに参加しやすくするための仕組み整備を行います。

新上五島町景観審議会等において専門家の参加も検討します。

景観オンブズマンの組織化促進

良好な景観を形成するため、今後行う行為は条例の規制によるが、現状の景観についても住民自らが地域のパトロールを行い、必要に応じて改善要請を行う景観オンブズマンの組織化を促します。

６－２　景観資源の登録による景観形成

町内には良好な景観として保存・活用すべき多様な景観資源があります。景観資源はまちづくりの資産となるもので、その価値を地域の共通認識として育て、資源の周辺も含めた管理を行い、また来訪者へ説明するなどの活用を行なっていきます。

また、景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）・樹木に関しては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木の指定を行ないます。また、さらに保護が必要なものは文化財等の制度などの活用も検討します。

景観資源の登録

良好な景観として保存・活用すべき景観資源を、文化財等のような重要性が認知されているものだけではなく、伝承・伝聞や地域の人々に好まれる景観、地域の記憶が宿る景観、地域の景観形成の規範となる景観などをリストアップしていくことが大切です。また、リストアップした景観資源の中から登録制度により景観資源を選定登録し、登録した景観資源に対する維持管理や保全方策、支援等を定めていくことも検討します。

景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 （景観法第8条第2項第4号）

景観資源のうち、景観上特に重要と考えられる建造物（建築物・工作物）・樹木に関しては、景観法に基づく景観重要建造物・景観重要樹木として以下の方針に沿って指定を行ないます。

景観重要建造物 の指定の方針	景観重要樹木 の指定の方針
以下に示す項目のいずれかに該当し、地域の良好な景観の形成に重要な役割を持っており、さらに道路等の公共の場所から望見される建造物・樹木をそれぞれ指定する。	
・伝承や伝聞の対象となっているなど、町の歴史的、文化的景観にまつわる建造物で、古くから地域住民に親しまれているもの ・形態意匠が優れており、地域の景観上のシンボルとなっているもの ・地域の良好な景観形成の規範となっているもの	・伝承や伝聞の対象となっているなど、歴史的、の文化的景観にまつわる樹木で、古くから地域住民に親しまれているもの ・樹形や高さ等が特徴的であって、地域の景観上のシンボルとなっているもの ・地域の良好な景観形成を進める上で保全が求められるもの